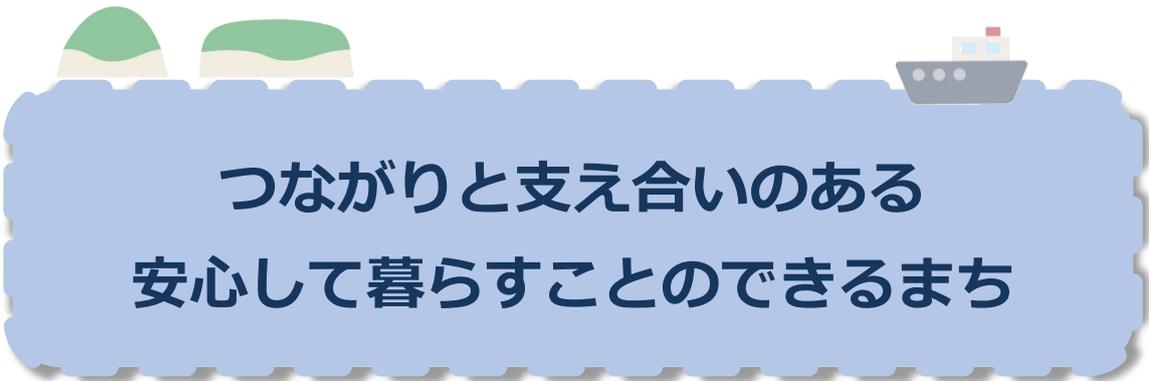


第2期 今治市地域福祉計画



つながりと支え合いのある
安心して暮らすことのできるまち

(計画期間：平成28年度～平成32年度)



平成28年3月
今治市

「つながりと支え合いのある安心して暮らすことのできるまち」 をめざして

今日、少子高齢化の急速な進行や本格的な人口減少社会を迎え、地域社会を取り巻く環境も大きく変化し、地域の住民同士の「つながり」の希薄化や地域コミュニティの弱体化が懸念されています。

また、高齢者や子ども等への虐待や生活困窮に至るおそれのある方の増加、災害時の要配慮者の避難支援など、地域の福祉課題は複雑・多様化しています。

こうした課題に対応するためには、行政の取り組みや、個人や家族だけではなく、地域の方々がお互いに力を合わせて、地域の課題解決に向けて取り組んでいくことが一層求められています。

この様な状況を踏まえ、本市では、この度、第1期計画の基本理念である「つながりと支え合いのある安心して暮らすことのできるまち」を引き継ぎ、「住民として、みんなで参加しよう」、「支え合える地域をつくろう」、「地域の環境を整えよう」、「安心して暮らせるまちにしよう」の4つの基本目標を定めた「第2期今治市地域福祉計画」を策定しました。

今後とも、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、本計画に基づいて、地域福祉を担う住民、地域活動団体、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政等の「協働」により、「住みつづきたい」、「住んでよかった」と実感できるまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました今治市地域福祉計画審議会委員の皆様をはじめ、市民アンケート調査や住民座談会を通じて、市民の皆様や関係団体の方々から貴重なご意見をいただきましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成 28 年 3 月

今治市長 菅 良 二

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 国や県、本市の動向.....	1
2 地域福祉に求められるもの.....	6
3 計画の位置づけ	8
4 計画の期間.....	9
5 計画策定の体制.....	10
第2章 今治市の地域福祉を取り巻く現状	11
1 今治市の概要.....	11
2 アンケート調査からみる今治市の現状.....	19
3 地区別座談会の結果.....	24
第3章 計画の基本的な考え方.....	31
1 第1期計画の評価と第2期計画に向けて.....	31
2 計画の基本視点.....	33
3 基本理念.....	34
4 課題解決に向けた新たな基本目標.....	35
5 計画における圏域の設定.....	37
6 計画の体系図.....	38
第4章 施策の展開.....	39
基本目標1 住民として、みんなで参加しよう.....	39
基本目標2 支え合える地域をつくろう.....	44
基本目標3 地域の環境を整えよう.....	51
基本目標4 安心して暮らせるまちにしよう.....	56
第5章 計画の推進.....	63
1 計画の推進と評価.....	63
2 計画の普及と啓発.....	63
資料編.....	64
1 計画の策定経過.....	64
2 今治市地域福祉計画審議会 委員名簿.....	65
3 用語解説.....	66

第1章 計画策定にあたって

1 国や県、本市の動向

(1) 国の動き

わが国では、平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、この法律の中で「地域福祉の推進」が初めて明確に位置づけられました。

更に「介護保険法」が施行されたことをはじめとして、従来の福祉サービスは措置制度から契約制度へと移行し、利用者がサービスを選択し、契約に基づいてサービスを利用する仕組みとなっています。

各種法制度が整備され、子どもや障がいのある人、高齢者等を対象とする福祉サービスが充実していく一方で、従来の分野別の福祉では対応できない地域の問題や制度の狭間と言われる複雑な生活課題も顕著化しています。また、少子高齢化と増大する社会保障費の問題を背景に、国の社会保障制度全体の在り方が見直され、地域で助け合い、支え合える関係づくりや仕組みの構築が、ますます重要となっています。

■ 第1期計画期間中（平成22年～平成27年）の福祉に関する国の動き

	国の動き
平成22年	<ul style="list-style-type: none">厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（高齢者等の孤立の防止や所在不明問題等への対応について）「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の公布
平成23年	<ul style="list-style-type: none">3月11日、東日本大震災発生「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）制定
平成24年	<ul style="list-style-type: none">厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（孤立死の防止対策等について）社会保障・税の一体改革大綱決定
平成25年	<ul style="list-style-type: none">社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書健康日本21（第2次）計画策定社会保障制度改革国民会議報告書
平成26年	<ul style="list-style-type: none">厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」「規制改革実施計画」にて全ての社会福祉法人に対して社会貢献活動の実施が義務付け
平成27年	<ul style="list-style-type: none">子ども・子育て支援新制度の導入社会福祉法等の一部を改正する法律案の閣議決定

(2) 考慮すべき国の施策について

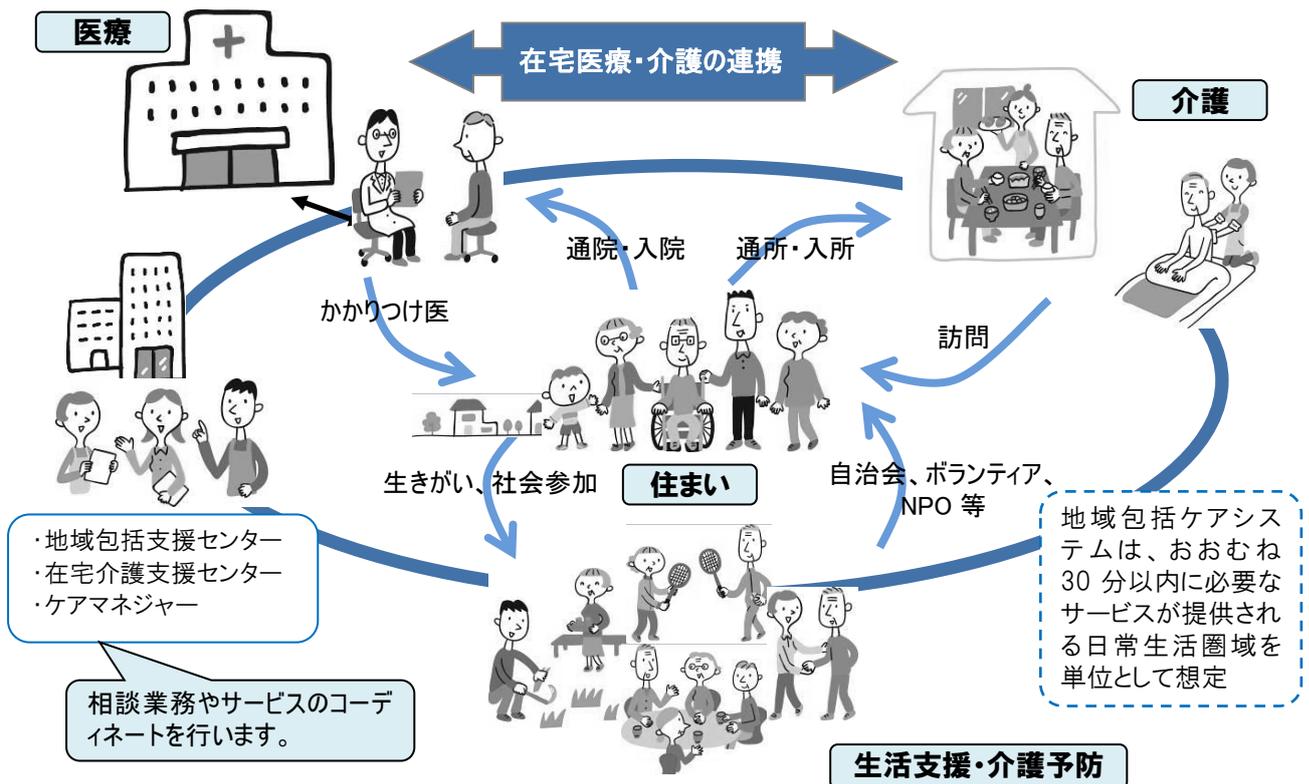
第2期今治市地域福祉計画の策定にあたり、地域福祉を取り巻く制度や施策の改正等の中でも、特に考慮すべき下記の事項を踏まえ計画を策定します。

①地域包括ケアシステムの概要

地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域の包括的な支援・サービス提供体制のことです。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築が推進されています。

住み慣れた地域で生活を送る高齢者の多様な生活ニーズに応えられる仕組みをつくるためには、住民を含む多様な主体と市が協働しながら地域全体を支え合う体制を整えることが非常に重要となります。

■2025年の地域包括ケアシステムの姿



②災害対策基本法改正の概要

災害対策基本法とは、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を目的として昭和 36 年に制定され、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 24 年、平成 25 年に大幅な見直しが行われています。

改正のポイント

- 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけるとともに、避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から地域の支援者に情報提供の実施
 - 災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿に記載された情報を地域の支援者に提供
 - 国、地方公共団体とボランティアの連携を促進し、平素からの防災への取り組み強化
 - 住民の責務として災害教訓の伝承、防災教育の強化等、地域の防災力の向上
- 等

③社会保障制度改革推進法の概要

社会保障制度改革推進法とは、持続可能な社会保障制度を確立するために、公的年金・医療保険・介護保険・少子化対策の各分野における社会保障制度改革の基本方針や、改革に必要な事項を審議する社会保障制度改革国民会議の設置について定めた法律で、平成 24 年 8 月に成立しています。

社会保障と税の一体改革

- 少子高齢化の進行等により、社会保障費は急激に増加
- 社会保障制度を全ての世代が安心して利用できるようにするために、財政と仕組みの両面を安定させる
- 消費税の引き上げによる増収分を全て社会保障の財源に充てる

全世代対応型の社会保障へ

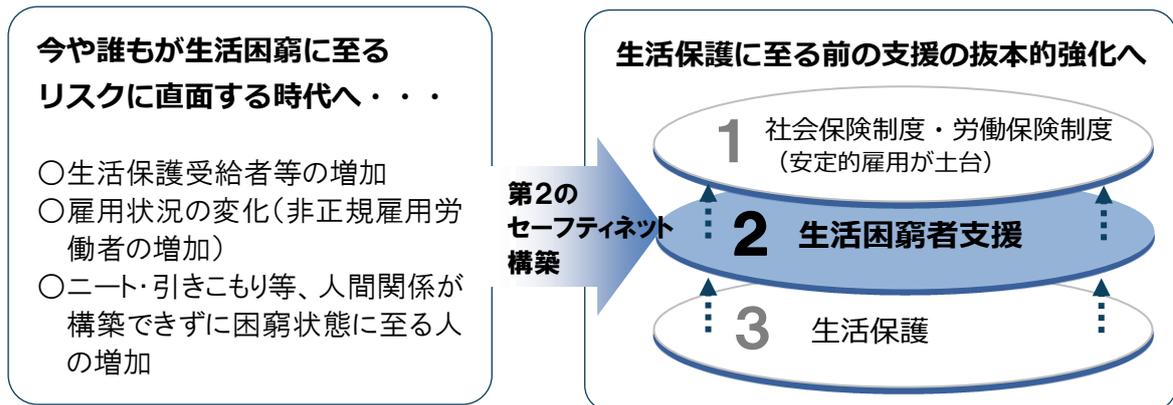
- 年金 … 現行制度の改善
- 医療・介護 … 医療保険制度の安定化、地域包括ケアシステムの構築 等
- 子育て … 子ども・子育て支援の充実



④生活困窮者自立支援制度の概要

生活保護受給者等、生活に困窮する人の増加を背景に、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。こうした状況に対応するため、平成 25 年 12 月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成 27 年 4 月から施行されました。

また、「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」が示され、地域福祉計画に生活困窮者自立支援方策を位置づけることが求められています。



「生活困窮者」とは

- 生活保護受給者以外の生活困窮者
- 複合的な課題を抱え、「制度の狭間」に置かれてきた人たち(失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障がいが疑われる人、矯正施設出所者 等)

⑤障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する具体的な事項、行政機関等及び民間事業者における障がい者を理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって差別を解消し、それにより全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、平成 25 年 6 月に制定されました。（施行は一部の附則を除き平成 28 年 4 月 1 日）

障害者差別解消法とは

- 障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる障がい者の権利侵害の禁止
- 社会的障壁を取り除くための合理的な配慮の実施義務
- 行政機関等は、差別や権利侵害を防止するための啓発や周知のための取り組みを実施

⑥社会福祉法人の「地域における公益的な取り組み」について

社会福祉法人は、民間の社会事業を運営する者を前身とし、公益性の高い社会福祉事業を担う公益法人の特別法人として位置づけられており、こうした社会福祉法人本来の役割を果たすことを求める観点から、平成 26 年 6 月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、全ての社会福祉法人に社会貢献活動の実施を義務付けることとなっています。

また、平成 27 年 4 月 3 日に閣議決定された「社会福祉法等の一部を改正する法律案」において、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」（改正後の社会福祉法第 24 条第 2 項）と規定し、「地域における公益的な取り組み」を実施する責務を位置づけています。

(3) 愛媛県の動き

愛媛県では、平成 15 年 3 月に、市町の地域福祉計画に対する理解促進を図ることなどを目的とした「愛媛県地域福祉計画策定ガイドライン」を作成し、愛媛県内の市町へ地域福祉計画の策定を促してきました。

(4) 今治市の動き

本市では、平成 22 年 3 月に平成 22 年度から平成 27 年度の 6 年間で計画期間とする「今治市地域福祉計画」を策定しました。今治市地域福祉計画では、今治市総合計画を上位計画とし、個別分野計画との整合を図りながら、「つながりと支え合いのある安心して暮らすことのできるまち」を基本理念とし、地域福祉を進めてきました。

2 地域福祉に求められるもの

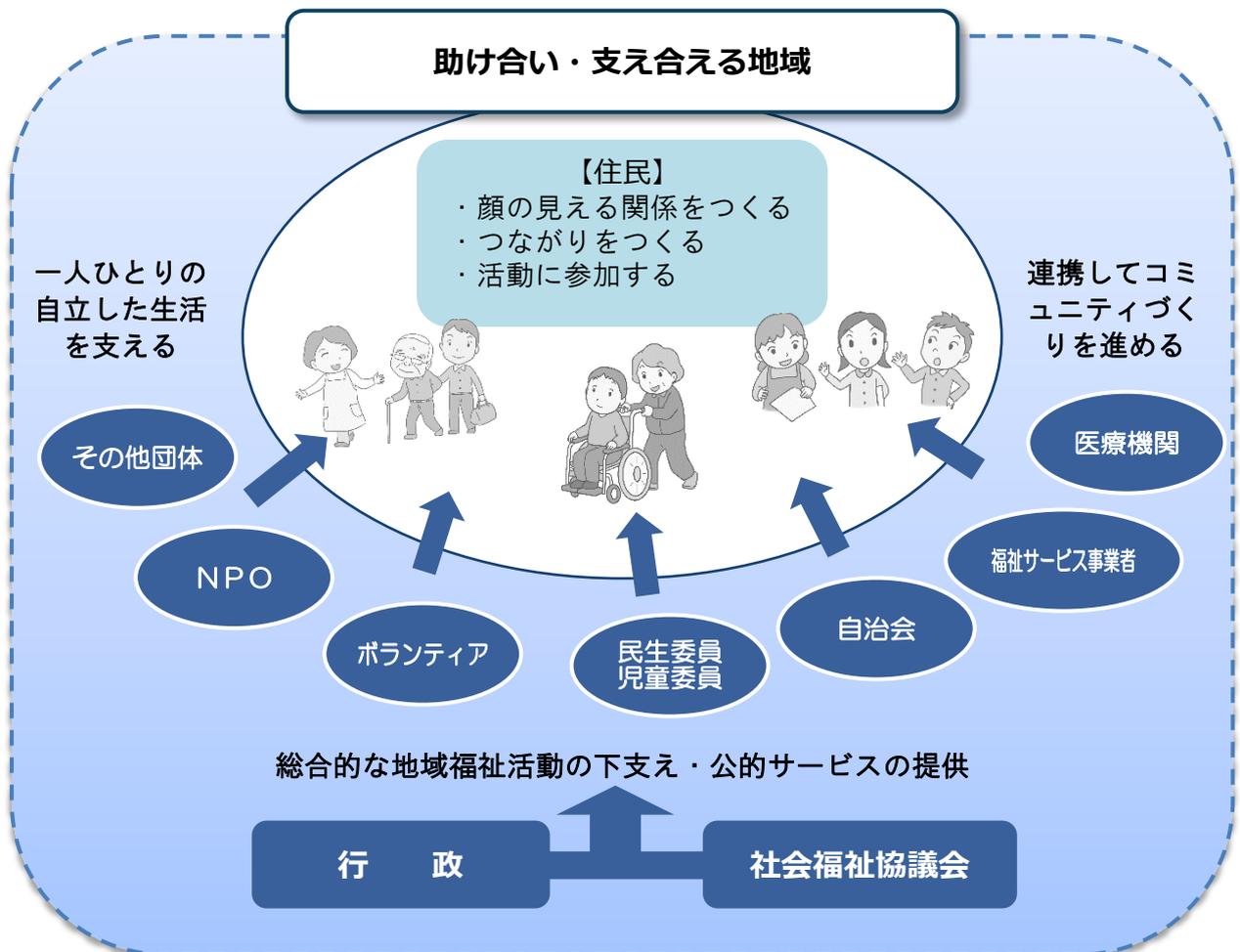
(1) 地域福祉のイメージ

地域福祉とは、子どもでも、高齢になっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたいという、全ての人の願いを実現するために、下記のような考えや取り組むことをいいます。

- ◎様々な担い手（住民・事業者・社会福祉協議会・行政）が集まって、地域の福祉課題を把握し、その解決のために「自分たちにできること」「皆で協力してできること」等（自助・互助・共助・公助の役割分担）を考えること
- ◎課題の解決に向けて、様々な担い手が協力しながら実際に取り組むこと



■地域福祉における担い手と役割のイメージ

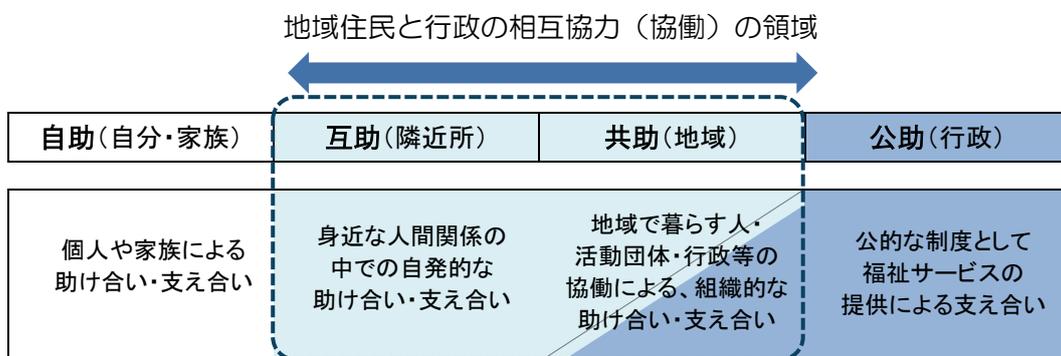


(2) 「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

地域には、高齢者、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる方等様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。しかし、その全てを個人や家族、あるいは公的なサービスだけで適切に対応していくことは困難となっています。

このような多種多様な生活課題を解決するには、個人や家族で解決することを考え対応する「自助」、隣近所等でお互いに助け合う「互助」、地域活動・ボランティア等によって地域で組織的に支え合う「共助」、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する「公助」の連携・協働により、地域で助け合い・支え合える仕組みを構築することが必要です。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係図



(3) 全国的な生活課題の状況

近年、核家族化や少子高齢化、地域のつながりの希薄化が進行し、地域社会を取り巻く課題は、普段の生活で感じる日常的な課題から、市の地域特性からくる深刻な課題まで、複雑かつ多様化しています。

たとえば

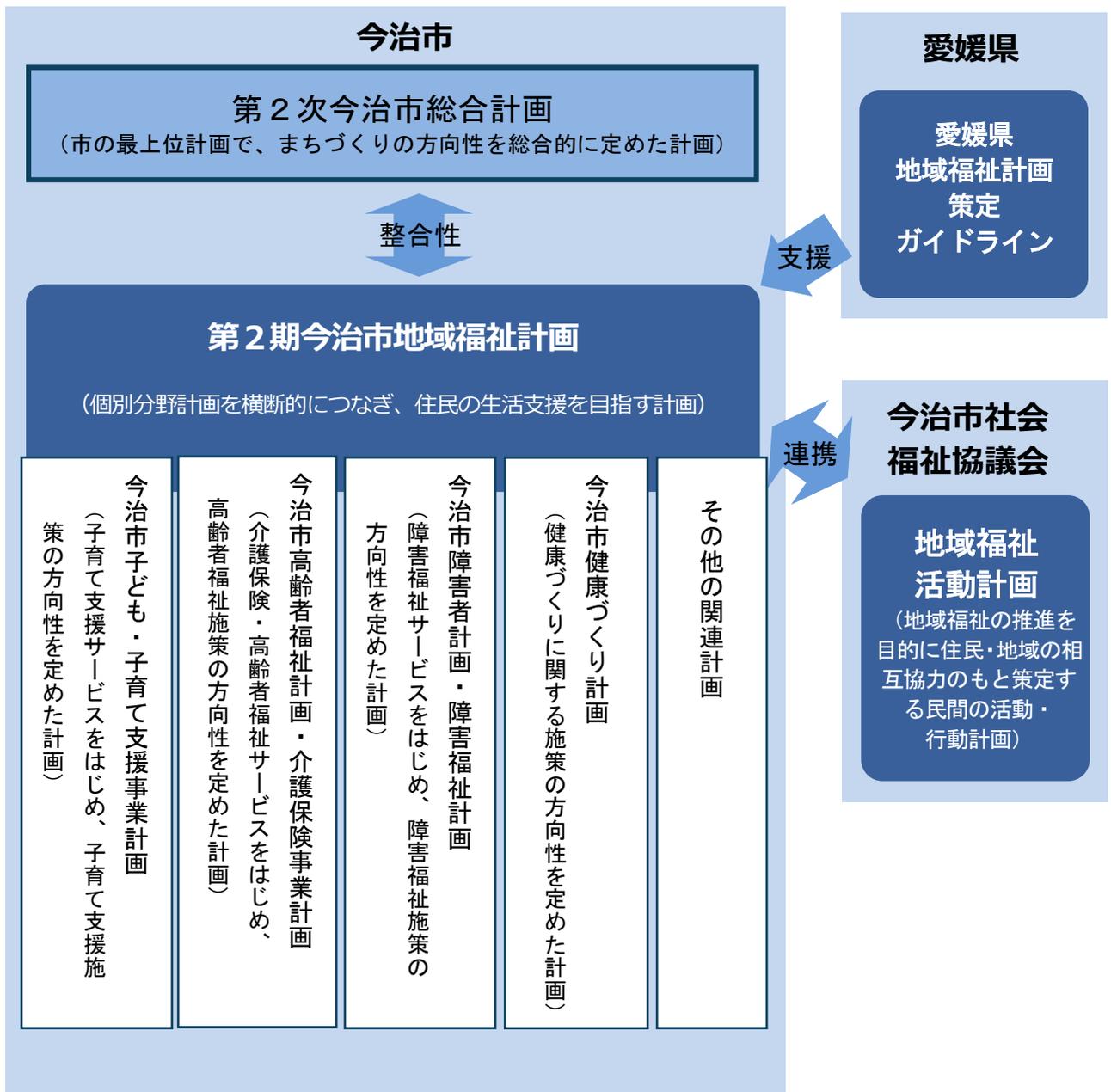
ひとり暮らし高齢者のごみ出しや電球交換/子育て・介護の負担増大/いじめ・不登校/虐待/DV/高齢者の孤立死/うつによる自殺の増加 等

課題の中には、既存の制度やサービスでは対応しきれない課題も少なくありません。こうした背景から、地域福祉の必要性はますます高まっており、計画の策定にあたり、地域の現状や課題をしっかりと把握する必要があります。

3 計画の位置づけ

(1) 各計画との関係

本計画は、「今治市総合計画」を上位計画とし、個別分野計画や社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との整合性を図りながら、地域や生活の視点から誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域福祉を推進する理念や方向性を示したものです。



(2) 法的な位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づき策定するもので、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

社会福祉法第 107 条（参考）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間とします。計画の進捗状況や社会情勢の変化、上位計画である総合計画と整合を図るとともに、今治市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画等の策定状況に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

■今治市地域福祉計画とその他関連計画の計画期間

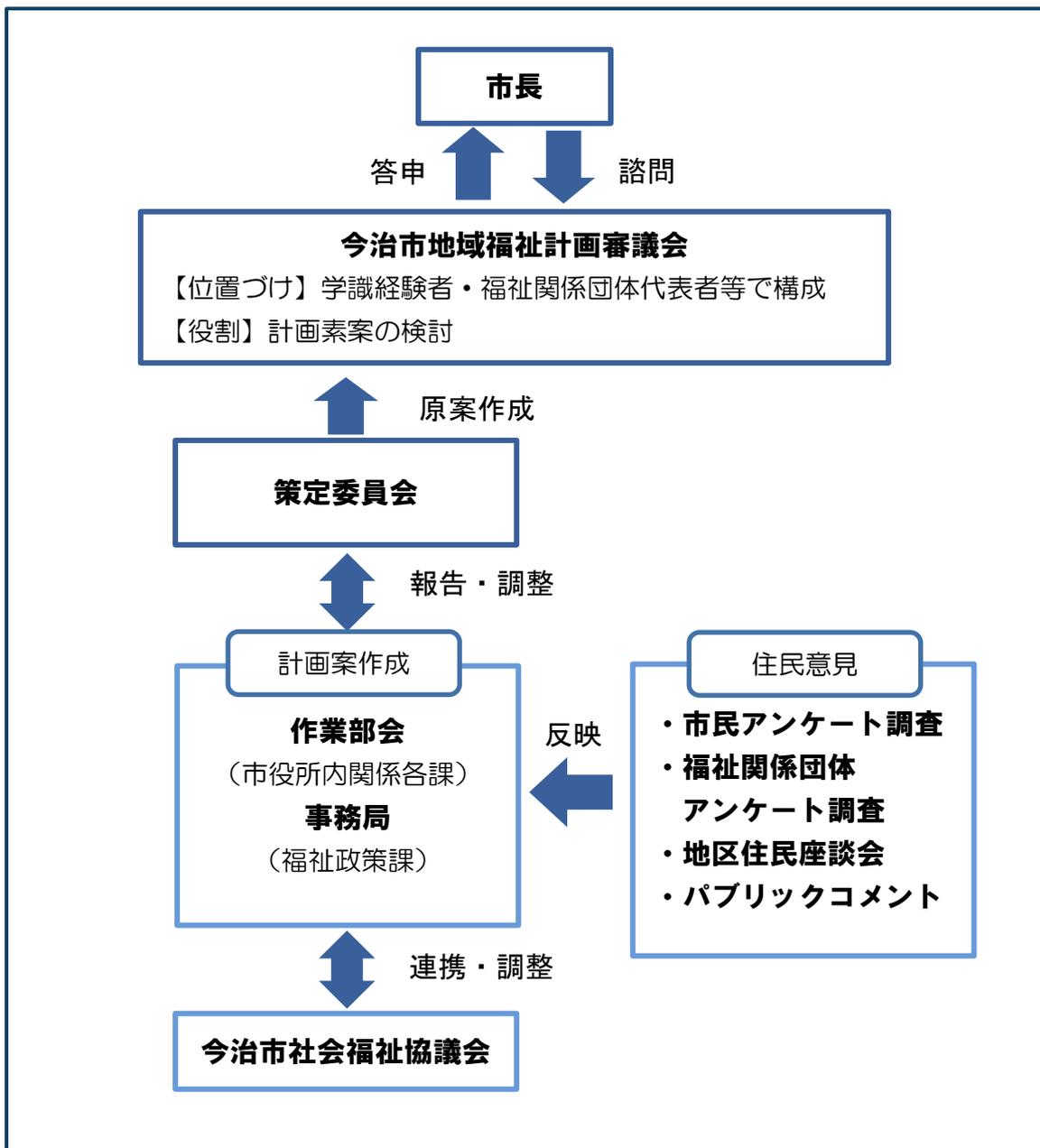
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
まちづくり	今治市総合計画 基本構想										第2次今治市総合計画 基本構想										
	前期基本計画					後期基本計画					前期基本計画					後期基本計画					
地域福祉 (行政計画)					今治市地域福祉計画						第2期 今治市地域福祉計画										
地域福祉 (民間計画)				第1期 地域福祉活動計画 (今治市社会福祉協議会)					第2期 地域福祉活動計画 (今治市社会福祉協議会)												
高齢者福祉	第3期 高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計画			第4期 高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画			第5期 高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画			第6期 高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画											
障害者福祉	今治市障害者計画										今治市障害者計画										
	第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画											
子育て 保育				次世代育成支援地域行動計画						子ども・子育て支援事業計画											
健康	今治市健康づくり計画																				
防災	今治市地域防災計画(随時修正)																				

5 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、市民・福祉関係団体へのアンケート調査を実施するとともに、市内6か所で住民座談会を開催し、広く地域住民の意見を伺いました。

また、庁内の検討組織として「策定委員会」及び「作業部会」を設置し、検討された計画案は、学識経験者、福祉関係団体の代表者等で構成される「今治市地域福祉計画審議会」にて審議を行いました。

■今治市地域福祉計画の策定体制図



第2章 今治市の地域福祉を取り巻く現状

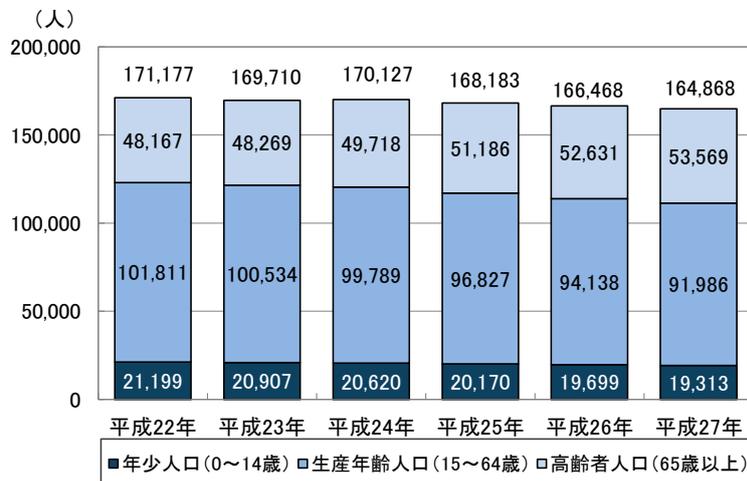
1 今治市の概要

(1) 人口・世帯の状況

① 総人口、年齢3区分別人口

本市の総人口の状況を見ると、平成24年に増加したものの、以降は減少傾向にあり、平成27年では164,868人となっています。年齢3区分別人口の状況を見ると、0～14歳、15～64歳はともに減少傾向にある一方、65歳以上は年々増加傾向にあります。

■ 総人口、年齢3区分別人口の推移



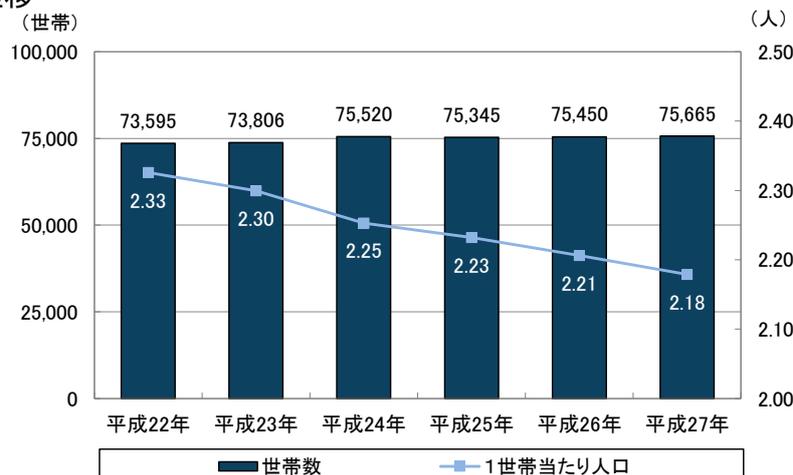
資料：住民基本台帳（各年9月30日）

※平成24年7月31日以降の人口は外国人住民が含まれているため、平成24年の人口が増加しています。

② 世帯数

世帯数の状況を見ると、わずかに増加しながら推移しており、平成27年では75,665世帯となっています。1世帯あたり人口は年々減少し、平成27年では2.18人となっています。

■ 世帯数の推移



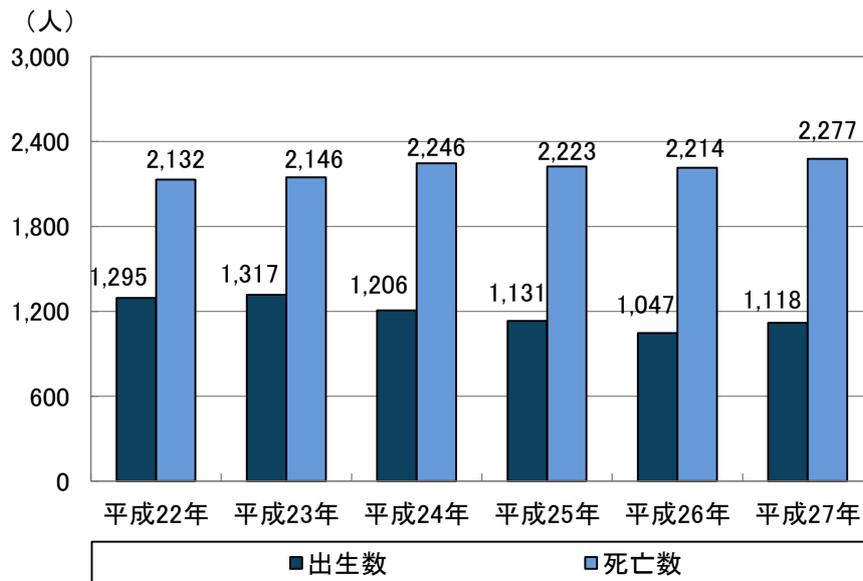
資料：住民基本台帳（各年9月30日）

(2) 自然動態人口（出生・死亡）の推移

出生数の状況を見ると、平成23年以降減少傾向となっていました。平成27年には、平成26年と比べ、少数ながら増加し、1,118人となっています。

死亡数の状況を見ると、年によって増減はありますが、平成27年にはわずかに増加し、2,277人となっています。

■出生数と死亡数の推移

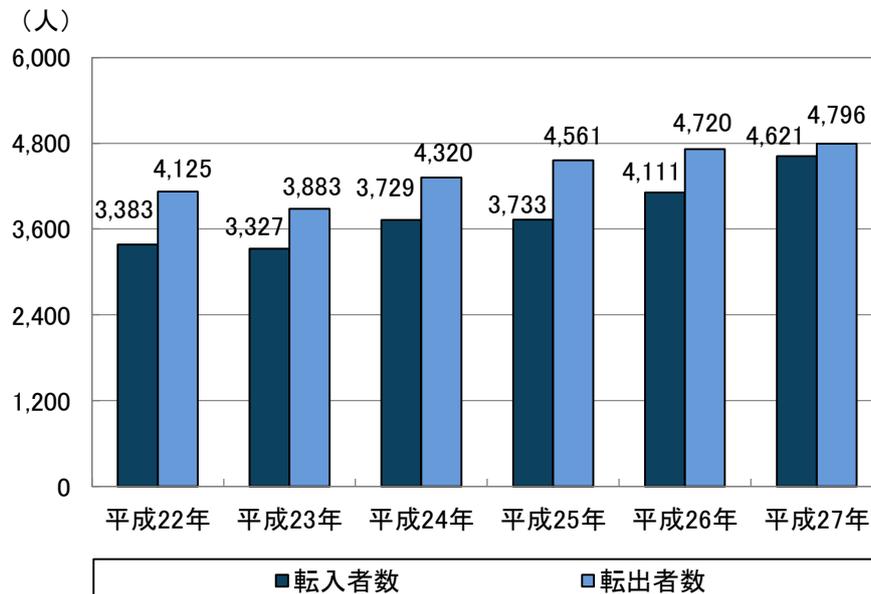


資料：人口動態に関する統計

(3) 社会動態人口（転入・転出）の推移

転入・転出の状況を見ると、転入者数・転出者数ともに年によって増減はありますが、転出者数が転入者数を上回り推移しています。

■転入者数・転出者数の推移



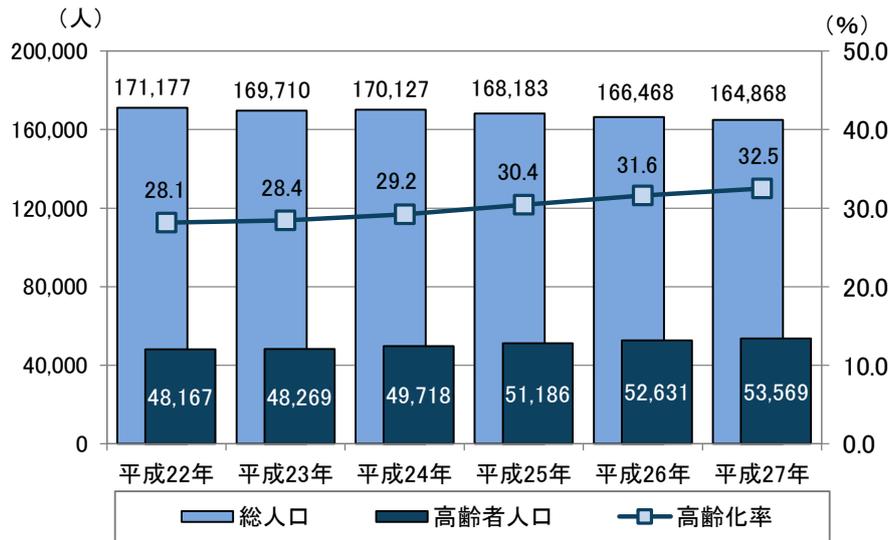
資料：人口動態に関する統計

(4) 高齢者の状況

① 高齢者数の推移と高齢化率

高齢者数の状況を見ると、高齢化率は平成22年では28.1%だったのに対し、平成27年には32.5%と市民の3割以上が高齢者となっており、高齢化が進行しています。

■ 高齢者数と高齢化率の推移

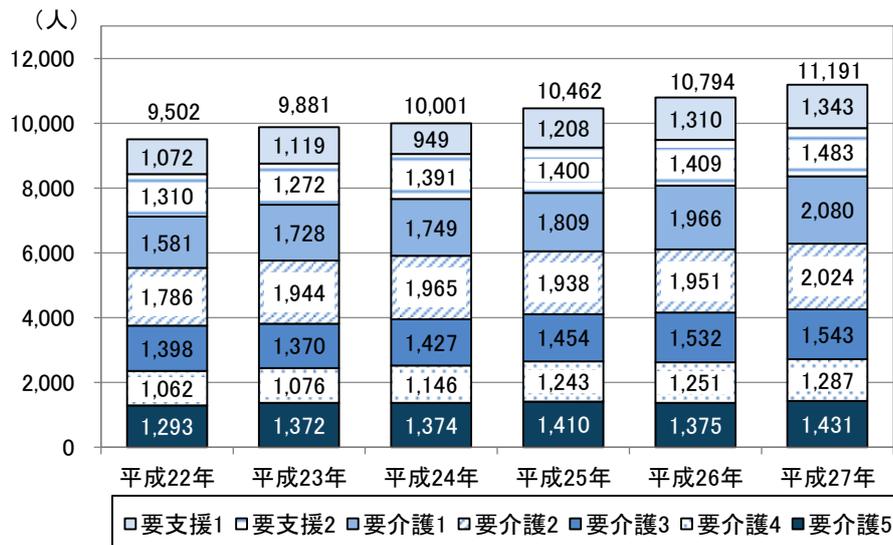


資料：住民基本台帳（各年9月30日）

② 要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は年々増加しており、平成27年では11,191人となっています。介護度別にみると、要介護1が最も多くなっています。

■ 介護度別認定者数の推移



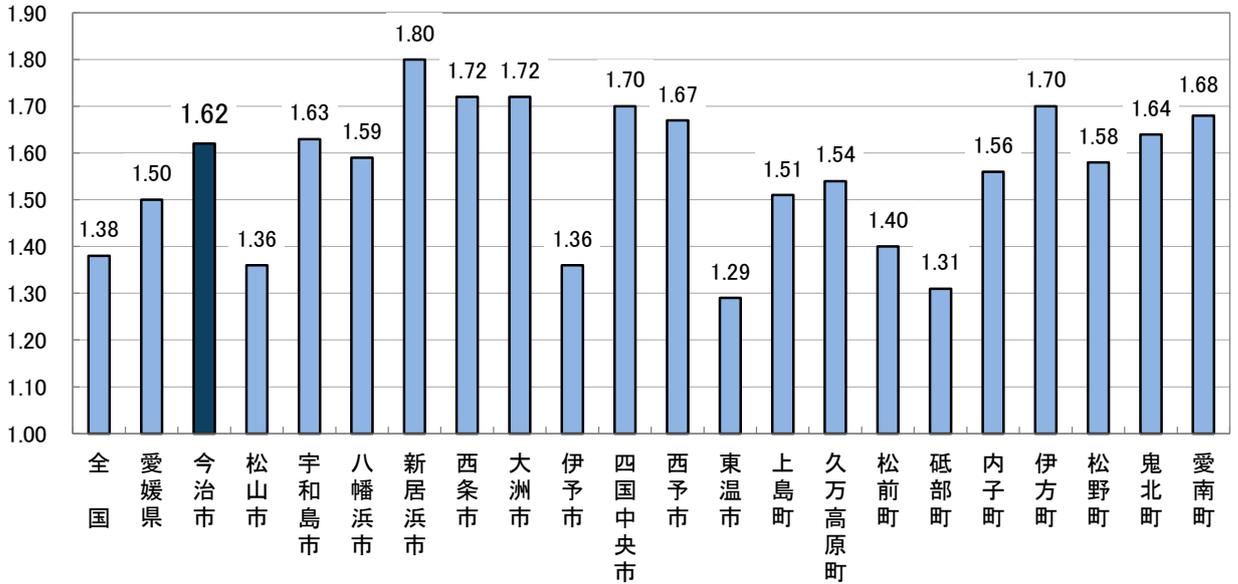
資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日）

(5) 子どもの状況

① 合計特殊出生率

合計特殊出生率についてみると、全国及び愛媛県を上回っています。

■ 合計特殊出生率（平成 20～24 年）

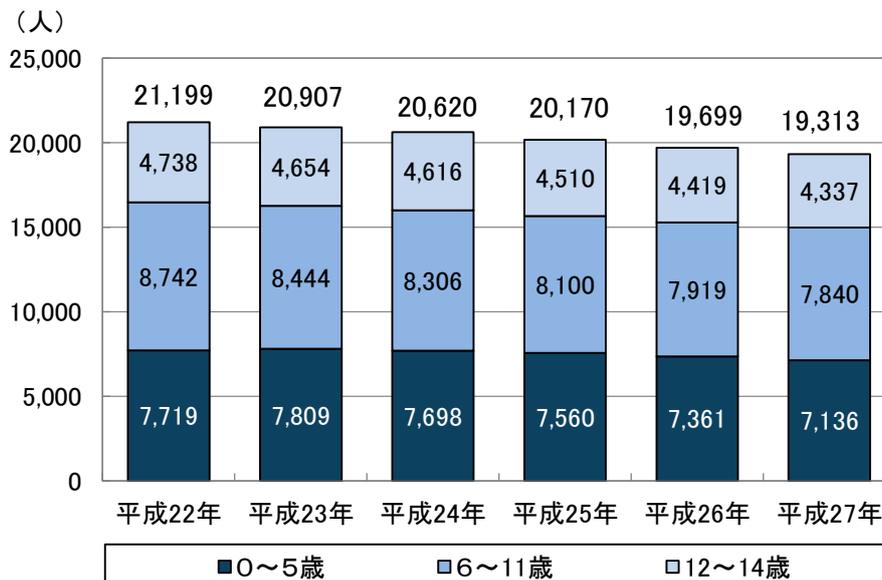


資料：平成 20～24 年人口動態保健所・市区町村別統計の概況

② 年少人口の推移

年少人口の推移をみると、年々減少しており、平成 27 年には 19,313 人となっています。

■ 年少人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 9 月 30 日）

(6) 障がいのある人の動向

①身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、所持者数の合計は減少傾向にあります。年齢別にみると、0～17歳、65歳以上では増加が続いていましたが平成27年には減少に転じ、18～64歳では減少が続いています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
0～17歳	105	106	110	112	99
18～64歳	2,334	2,246	2,153	2,028	1,902
65歳以上	6,007	6,114	6,150	6,263	6,226
合計	8,446	8,466	8,413	8,403	8,227

資料：障害福祉課（各年3月31日）

②療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、平成25年に減少したものの、増加傾向にあり、平成27年では、0～17歳が329人、18～64歳が894人、65歳以上が116人となっています。

■療育手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
0～17歳	304	321	311	328	329
18～64歳	855	870	864	895	894
65歳以上	107	104	111	114	116
合計	1,266	1,295	1,286	1,337	1,339

資料：障害福祉課（各年3月31日）

③精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、毎年増加しており、平成27年では、992人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
0～17歳	0	0	1	3	3
18～64歳	717	742	796	813	821
65歳以上	116	128	143	157	168
合計	833	870	940	973	992

資料：障害福祉課（各年3月31日）

(7) その他

①外国人登録人口の推移

外国人登録人口の推移をみると、増減を繰り返しており、平成 27 年には 2,408 人となっています。本市では、製造業をはじめ、外国人労働者の受け入れが県内でも多くなっています。

■外国人登録人口の推移

単位：人

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
外国人登録人口	1,962	1,924	2,043	2,408

資料：市民課（各年 9 月 30 日）

②生活保護世帯の推移

生活保護世帯の推移をみると毎年増加していましたが、平成 27 年には若干減少し、1,457 世帯となっています。

■生活保護世帯の推移

単位：世帯

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
生活保護世帯	1,338	1,406	1,475	1,496	1,457

資料：生活支援課（各年 3 月 31 日）

③生活保護受給者の就労支援の状況

生活保護受給者の就労支援の状況をみると、平成 25 年では 5 人、平成 26 年では 14 人が就労支援によって就労されました。

■生活保護受給者の就労支援の状況 単位：人

	平成 25 年	平成 26 年
支援対象者	50	35
達成者数	5	14

資料：生活支援課

(8) 社会資源の状況

①自治会の加入世帯・加入率

自治会の加入世帯、加入率ともに、減少しています。

■自治会の加入世帯・加入率

単位：世帯、%

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
加入世帯	59,623	59,214	59,038	58,853	58,124
加入率	80.6	78.9	78.3	78.0	76.6

資料：市民生活課（各年7月1日）

②地区婦人会数、会員数

地区婦人会数は平成 27 年に 16 団体に減り、会員数も同様に年々減少しています。

■地区婦人会数、会員数

単位：団体、人

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
地区婦人会数	17	17	17	17	16
会員数	2,117	2,055	1,959	1,861	1,650

資料：社会教育課（各年4月1日）

③老人クラブ数、会員数

老人クラブ数、会員数は年によって増減を繰り返しており、平成 27 年は 156 団体、11,815 人となっています。

■老人クラブ数、会員数

単位：団体、人

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
老人クラブ数	161	149	161	158	156
会員数	11,752	11,504	11,957	11,887	11,815

資料：高齢介護課（各年4月1日）

④児童クラブ数、在籍児童数

児童クラブ数は、平成 27 年に小学校 4 校が統廃合したことにより 27 団体に減少していますが、在籍児童数は年々増加しています。

■児童クラブ数、在籍児童数

単位：団体、人

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
児童クラブ数	29	29	29	29	27
在籍児童数	1,140	1,148	1,160	1,180	1,281

資料：子育て支援課（各年4月1日）

⑤民生委員・児童委員相談・支援件数

民生委員・児童委員相談・支援件数は増減を繰り返しており、平成 26 年は 10,935 件となっています。

■民生委員・児童委員相談・支援件数

単位：件

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
民生委員・児童委員 相談・支援件数	11,148	11,095	11,578	10,935

資料：福祉政策課

⑥ボランティア登録状況

今治市社会福祉協議会のボランティア登録数は、団体・個人とも年々増加しており、平成 27 年には 66 団体、個人は 219 件となっています。

■ボランティア登録状況

単位：団体、件

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
団体登録数	60	60	63	66
個人登録数	120	153	178	219

資料：今治市社会福祉協議会（各年 3 月 31 日）

⑦自主防災組織結成状況

自主防災組織の組織率は、平成 26 年に若干減少したものの、平成 27 年には 71.1% と増加しており、組織数は、年々増加傾向にあります。

（自主防災組織率＝組織されている地区の世帯数／市内世帯数）

■自主防災組織結成状況

単位：団体、%

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
組織数	432	456	462	473
組織率	68.9	70.4	70.2	71.1

資料：防災危機管理課（各年 10 月 1 日）

2 アンケート調査からみる今治市の現状

(1) アンケート調査の概要

①調査の目的

本市では、平成 22 年 3 月に「つながりと支え合いのある安心して暮らすことのできるまち」を基本理念とする「今治市地域福祉計画」を策定し、子どもから高齢者まで全ての人々が支え合い・助け合えるまちづくりに取り組んできました。

今回、「第 2 期今治市地域福祉計画」を策定するにあたり、「日常生活での課題」や「地域での助け合いに関する考え方」等についてのニーズを把握し、「第 2 期今治市地域福祉計画」づくりの基礎資料とするために平成 26 年度に本調査を実施しました。

②調査対象者

市民アンケート：平成 26 年 10 月 31 日現在、今治市在住の 18 歳以上の市民 3,000 名を無作為抽出

福祉関係団体アンケート：今治市の福祉関連等社会活動団体から抽出した 308 団体

③調査方法

郵送による配布・回収

④実施期間

平成 26 年 12 月 12 日～平成 26 年 12 月 26 日

⑤回収状況

	配布数	回収数	回収率
住民アンケート	3,000 件	1,326 件	44.2%
福祉関係団体アンケート	308 件	241 件	78.2%

(2) 市民アンケート調査結果の概要

①福祉について

年代が上がる程に福祉への関心は高くなり、10代・20代の低さが目立つ。

【福祉への関心】(問5)

「とても関心がある」(23.8%)、「やや関心がある」(47.9%)と7割以上で関心があるとなっているが、18-29歳で「とても関心がある」割合は他の年齢層と比較して低くなっている。

【福祉について理解を深めるために必要な機会】(問7)

「福祉の制度、サービス、理念や考え方について学ぶこと」(51.1%)、次いで「地域で福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」(48.4%)、「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」(45.2%)となっている。

②地域について

災害時の支え合いには「日ごろからの隣近所との付き合い」が必要だと認識されているが、現状の近所付き合いは「あいさつをする程度」が多い。
更に現状に「満足している」「おおむね満足」が5割を超えている。

【地域の範囲】(問8)

「自治会の範囲」(37.0%)、「小学校区の範囲」(19.8%)を地域とイメージする割合が高い。

【災害時の地域での支え合い】(問14、15)

災害発生時に手助けが必要な人が近所に「いる」(38.2%)、「いない」(22.9%)、「わからない」(35.4%)となっており、災害時に住民が支え合う地域づくりのために必要だと思うものでは、「日ごろからの隣近所のお付き合い」(66.3%)、「避難する際に手助けが必要な人の把握」(45.5%)、「地域での避難訓練、防災マップづくり」(33.9%)、「避難する際に手助けが必要な人を支援する人の確保」(30.0%)となっている。

【日ごろの近所付き合い】(問18、19)

「ほとんど付き合いをしていない」(6.4%)、「あいさつをする程度でそれほど親しくない」(61.5%)、「暮らしのことで話し合ったり助け合ったりしている」(28.2%)となっており、現在の近所付き合いの満足度では、「おおむね満足している」(38.1%)、「どちらともいえない」(35.1%)、「満足している」(17.1%)となっている。

【困り事するとき、近所の人に手助けしてほしいこと/困っている世帯へ手助けを行えること】(問20、21)

「安否確認の声かけ」、「災害時の避難支援」は、近所の人に手助けしてほしいこと、困っている世帯へ手助けを行えることで、どちらも上位となっている。

③地域活動について

ボランティアの参加は、「参加している」が約2割にとどまっており、参加には、時間のゆとりや情報が必要。

【ボランティア等の参加状況】（問 23-1 ①）

参加している地域活動では「地域の清掃、美化や地域おこしに関する活動」（79.9%）、「自然環境保護、リサイクルに関する活動」（32.7%）、「消防、防災、防犯、災害支援に関する活動」（22.2%）となっている。

【参加していない理由】（問 23-2 ①）

「仕事や家事で忙しく余裕がない」（36.5%）、「どこで活動しているかわからない」（12.6%）が高くなっている。

【地域活動の継続や参加条件】（問 24）

「時間や経済的なゆとり」（60.7%）、「自分の健康」（55.6%）、「メンバー同士の良好な人間関係」（32.2%）、「ボランティア情報の提供」（20.3%）となっている。

④福祉サービスについて

高齢者・低所得者に対する福祉の充実を求める割合が高く、適切なサービス利用のために、福祉サービスの情報提供や総合的な相談窓口の充実が求められている。

【福祉サービスの充実度】（問 26）

「どちらかと言えば充実している」（41.3%）、「どちらかと言えば充実していない」（25.6%）となっている。

【充実していないと思う分野】（問 26-1）

「高齢者に対する福祉」（58.8%）、「低所得者に対する福祉」（44.6%）、「ひとり親家庭、児童福祉、子育て支援」（35.0%）、「障害者に対する福祉」（32.9%）となっている。

【適切な福祉サービスの利用のために優先させること】（問 28）

「福祉サービスに関する情報提供」（32.3%）、「その人に必要な福祉サービス窓口の選択、利用支援をしてくれる窓口」（30.5%）、「福祉施設（施設数や整備数）」（12.9%）となっている。

【つながりと支え合いのある地域社会の実現を目指す上で、住民が取り組むべきこと】（問 30）

「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」（48.5%）、「自治会が住民の身近な暮らしや、健康・安全・防災・防犯などの問題に取り組む」（35.6%）、「高齢者や障害者と子ども・若い人たちとの交流を広げる」（27.5%）、「身近な地域で住民の暮らしや福祉について懇談する機会をつくる・増やす」（25.9%）となっている。

⑤各世代との交流について

他の世代の方との交流の機会が「十分にある」の割合は低いものの、交流する場があれば参加したいと思う方は半数。

【交流の機会】（問 31、33）

「全くない」（14.0%）、「少ししかない」（37.3%）、「ある程度ある」（37.7%）、「十分にある」（5.1%）となっており、交流する場があれば参加したいと思うかでは、「思う」（51.6%）、「思わない」（40.4%）となっている。

⑥その他

【市が優先して取り組むべき施策】（問 34）

「身近なところでの総合的な相談窓口の充実」（32.3%）、「高齢者、障害者、児童などの福祉施設の整備」（29.0%）、「災害時における地域住民による支援体制の充実」（25.6%）、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」（24.9%）、「保健福祉に関する情報提供の充実」（21.0%）となっている。

（3）福祉関係団体アンケート調査結果の概要

①利用者（市民）の生活課題について

障害者支援においては、提供しているサービスについて質・量ともに「十分であるとはいえない」の割合がやや高い傾向にある。

【提供している支援・サービスについて】（問 9）

	サービス量		内容	
	十分である	十分であるとはいえない	十分である	十分であるとはいえない
高齢者支援	47.3%	30.9%	43.6%	30.9%
障害者支援	40.8%	37.8%	36.7%	39.8%
子育て支援・母子福祉	54.8%	26.2%	50.0%	27.4%
その他の活動	47.5%	27.0%	43.4%	27.9%

十分であるとはいえない理由（抜粋）

- ・人材不足
- ・資金不足
- ・提供しているサービスに対してニーズが上回っている
- ・利用者が少ない

十分であるとはいえない理由（抜粋）

- ・スタッフ等のスキルアップ
- ・質を保つための人材育成に課題があり、人員不足になりがち
- ・新しい時代のニーズに応えるノウハウ・情報の欠如、資金不足、輸送手段がない

②経営や活動等の課題について

人材確保が活動上の課題であると回答した割合が高くなっている。

【活動上、困っていること】（問 13）

「活動メンバーが高齢化してきている」（37.9%）が最も高く、「活動メンバーが不足している」（33.2%）、「リーダーが育たない」（23.4%）、「活動資金が足りない」（18.7%）となっている。

【活動の活性化や支援・サービスの質の向上のための課題について】（問 14）

「人材・マンパワーの確保と育成」（57.9%）が最も高く、「活動費・事業費の確保」（42.5%）、「必要な情報の入手や情報交換」（39.3%）、「他機関・団体との連携・ネットワーク」（38.3%）となっている。

③交流・連携・協働について

今後、ボランティアグループなど民間の団体との交流や連携を希望。行政に対しては「情報提供」を期待。

【交流・連携・協働の状況と今後の意向】（問 15）

順位	現在、交流・協力している団体	今後、交流・協力したい団体	現在、交流・協力している内容	今後、交流・協力したい内容
1	市役所	ボランティアグループ	活動等の日常的な交流・協力	研修等を共同で実施
2	社会福祉協議会	自治会	活動に関する情報交換	イベント等の共同開催
3	学校や教育関係団体	企業などの事業者	イベント等の共同開催	活動等の日常的な交流・協力

【行政と協働するうえで、行政が担う役割についての期待】（問 16-④）

「行政がもつ情報の提供」（73.4%）が最も高く、「行政の人材の活用」（56.5%）、「公的な財源の活用」（50.0%）、「公的な調整能力の活用」（41.1%）、「行政の信用度の活用」（29.4%）となっている。

④地域活動を活性化させる取り組み

地域活動の活性化には、日ごろからの地域住民の関係づくりや連携のための仕組みづくりが必要。

【今後、地域福祉活動を活性化させるために必要な取り組みについて】（問 17）

「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」（65.4%）が最も高く、「高齢者や子どもなど地域の見守りが必要な方への日常的な声かけ」（55.6%）、「地域の伝統的な行事や特徴的な取り組みを通じて人のつながりを広げていく」、「地域で活動されている人たちの連携づくり」（46.7%）が上位にあがっている。

3 地区別座談会の結果

(1) 地区別座談会の概要

①座談会の目的

第2期計画の策定にあたり、地域福祉の推進主体である住民の皆さんの声を直接うかがうため、また、地域の様々な問題をできるだけ地域で協力して解決する『地域福祉』という考え方を広げる「きっかけづくりの場」として、市内6地区にて住民座談会を実施しました。

住民座談会では、地域の現状や課題（良いところ、日常生活での困りごと、自分たちで解決できること）を参加者がグループ作業にて抽出しました。

②対象地区及び実施日

地区名	実施日	会場	参加者数
今 治	平成 27 年8月 11 日(火)	今治公民館	16 人
富 田	平成 27 年7月2日(木)	富田公民館	34 人
日 高	平成 27 年8月 20 日(木)	日高公民館	19 人
大 西	平成 27 年8月 26 日(水)	大西公民館	25 人
菊 間	平成 27 年7月 15 日(水)	菊間公民館	35 人
大三島	平成 27 年8月 31 日(月)	大三島公民館	32 人

③座談会参加者

地区総代、自治会関係者、民生委員・児童委員（主任児童委員）、保育所関係者、老人クラブ、婦人会、小中学校 PTA 関係者、地区消防団、地区公民館（館長） 他



今治地区

(1) 地区の概要

■地区データ

人口	高齢化率	年少人口割合	世帯数	民生委員・児童委員 (主任児童委員)
2,190 人	41.1%	7.1%	1,166 世帯	11 人 (2 人)

平成 27 年 3 月 31 日現在

(2) 座談会からの意見

地域の良いところ

- お店や病院、市役所も近く公的機関が多いので生活が便利。
- 緑が多く、公園もあり、気が休まる。
- 今治市の中心で、交通の便も良く、身近な所に何でもある。
- 飲み屋街があり、にぎやかな街。
- 土地が安くて、住みやすい。
- 協力的な人が多く、近所付き合いも多い。
- 気軽に声をかけあえ、顔が見える地域。
- 各住民による掃除当番制によって、道路にゴミがほとんどない。

地域の課題

- 交通量が多く、出会い頭の交通事故が多い。
- 車を停める場所が少ない。
- 空き家・空き店舗が多く、商店街もさびれてきた。
- 通り抜けの交通量が増え、土日に人が少ない。
- 少子高齢化が進行し、若い人も帰ってこない。
- 小学校が無くなり、さみしい。
- 海拔が低く、津波が心配。
- 近所付き合いが希薄。(アパートの住民が分からない、町内の世話役がいらない)
- 地区外の人がゴミを捨てていく。

富田地区

(1) 地区の概要

■地区データ

人口	高齢化率	年少人口割合	世帯数	民生委員・児童委員 (主任児童委員)
11,537 人	27.1%	14.3%	5,057 世帯	17 人 (2 人)

平成 27 年 3 月 31 日現在

(2) 座談会からの意見

地域の良いところ

- 田畑が多く、海もあり、自然環境が良い。
- 富田小学校の芝生化。
- 子ども見守り隊など防犯体制が整って、安全・安心。
- 交通が便利で、日用品を買うお店も近く、住みやすい。
- 公共施設が充実している。
- 子どもたちが素直で、あいさつも元気が良い。
- 地域のつながりが強い。(近所付き合いや公民館の活動が活発)
- 人が温かく優しい。
- まちの伝統行事があり、古い建物もある。

地域の課題

- ゴミ出しのルール違反やポイ捨てをする人がいる。
- 若者が少なく、子どもが減っている。
- ひとり暮らしの高齢者が増えており、老人施設が不足している。
- 荒れた自然が増え、災害が心配。
- 若い人が結婚しない。
- 交通量が多く、交通マナーの問題。
- 転入者と以前から住んでいる人のコミュニケーション不足。
- 新しく来た人たちの自治会活動の参加率が悪い。
- 空き家が増えている。
- 認知症の人の徘徊。

日高地区

(1) 地区の概要

■地区データ

人口	高齢化率	年少人口割合	世帯数	民生委員・児童委員 (主任児童委員)
9,947 人	23.8%	15.7%	4,389 世帯	14 人 (2 人)

平成 27 年 3 月 31 日現在

(2) 座談会からの意見

地域の良いところ

- イベントが多く、地域行事が活発で参加者も多いので、地域に活力がある。
- 老人会や公民館等の交流の場が多い。
- 市民の森等の公園が近く、自然環境が豊か。
- 日常生活が便利（スーパー・病院も近い、道路環境）
- 治安が良い。
- 子どもが多い。子育て中の人が増えている。
- 教育環境が整っている。

地域の課題

- マンション住人が増え、自治会の加入率が悪い。（今治市で最低）
- 地域行事に関わりたくない人が増えた。
- 自治会の行事が多く、担い手がいない。（特に若い人の参加が少ない）
- スポーツができたり、小さい子が行ける遊び場が少ない。
- ひとり暮らしの高齢者の安否確認。
- 独居老人（引きこもり）の増加。
- 交通量が多く、事故が増えている。（スピードを出す車など）
- ゴミ捨てのマナーが悪い。
- 犬の糞の後始末ができていない。

大西地区

(1) 地区の概要

■地区データ

人口	高齢化率	年少人口割合	世帯数	民生委員・児童委員 (主任児童委員)
8,572 人	29.5%	12.5%	3,717 世帯	16 人 (2 人)

平成 27 年 3 月 31 日現在

(2) 座談会からの意見

地域の良いところ

- 伝統文化（継ぎ獅子お祭り）が盛んで、守る意識が比較的高い。
- 人口の年齢バランスがとれている。
- 自然環境が豊かで、災害も比較的少ない。
- 野菜や果物が豊富。
- 大きな国道が通っているため、交通の便は悪くない。
- 造船関連企業など働く場所がある。
- 社協のマイクロバスが福祉団体に無料提供されている。
- 人情が厚く、ボランティア活動が活発。
- 昔から住んでいる人が多く、近所付き合いが密。
- 小学校 1 つ、中学校 1 つなので大西町でまとまっている。
- 「輪い和い親子広場」の子育て支援が充実している。
- 老人クラブなどが活発で、高齢者が元気。

地域の課題

- 空き家が増加し、耕作放棄地も増えている。
- 核家族化が進行し、独居老人が多くなっている。
- 下水道の整備が進んでいない。
- 近所付き合いの機会が少なくなっている。
- 防災マップができていない。災害時の不安。
- 高齢化や人口が減って、地域行事の維持や農業の担い手がいない。
- 生活環境が不便。（商店、病院の減少・移動手段の問題）
- 増加した外国人労働者との交流。
- ゴミ出しのマナーが悪い。ゴミの不法投棄。
- 小学校が遠く、通学路の安全確保。
- 各種団体の連携がよくない。
- 旧幼稚園跡地の活用。

菊間地区

(1) 地区の概要

■地区データ

人口	高齢化率	年少人口割合	世帯数	民生委員・児童委員 (主任児童委員)
6,297 人	39.8%	8.7%	2,825 世帯	20 人 (2 人)

平成 27 年 3 月 31 日現在

(2) 座談会からの意見

地域の良いところ

- 人が温かく、親切な人が多い。のんびりとしている。
- かわら館やバラまつりに多くの人に来てくれる。
- 自然の豊かさを守っている。(海や山が近い、歌仙の滝がある、空気がきれい)
- 石油精製・販売企業がある。
- 大きな災害がない。
- 菊間祭りなど、地方祭や伝統行事が残っている。
- 食が充実している。(山の幸、海の幸、柑橘などのフルーツ)
- 元気な高齢者が多い。
- 子どものあいさつが、よくできている。
- 近所のつながりが強く、助け合いができています。

地域の課題

- 農家の高齢化や後継者不足。
- 空き家が多くなっている。
- 少子高齢化が進行している。人口減少。(独居世帯・独居老人の増加)
- 若者の流出。(若者の職場がない)
- 菊間町のアピール不足。
- お店が少なく、買い物弱者が多い。
- 公共交通が不足し、車がないと移動できない。道路の整備が必要。
- 街灯が少なく、夜は危ない道がある。
- 防災意識が低い。
- 福祉がすみずみまで行き届いていない。
- ボランティアや地域の支え合いが少なくなっている。
- 外から来た人がなじみにくい。

大三島地区

(1) 地区の概要

■地区データ

人口	高齢化率	年少人口割合	世帯数	民生委員・児童委員 (主任児童委員)
3,235 人	52.4%	7.3%	1,691 世帯	19 人 (2 人)

平成 27 年 3 月 31 日現在

(2) 座談会からの意見

地域の良いところ

- 地域のつながりが強い。(ふれあいサロン・ボランティア精神)
- 自然環境が素晴らしく、地域資源も豊富。(海が近く、景色が良い)
- 子どもたちが元気にあいさつしてくれる。
- 災害が少なく、安全・安心で生活しやすい。
- 本州にも四国にも比較的便利が良い。
- 食べ物がおいしい。(お米、海の幸、柑橘類)
- 近所付き合いや住民の関わりが深く、人情も厚い。
- 高齢者が多いが、元気な人が多い。
- 文化が守られている。(祭り、大山祇神社、文化施設)
- サイクリングなど観光客も来る。

地域の課題

- 高齢化が進み、高齢者の生活へのサポート。(見守り・買い物・ゴミ出し等)
- 仕事場が少なく、若者も県外へ出ていく。
- 主力の1次産業も活気がなくなりつつある。
- 子どもが少なく、後継者不足。伝統文化の継承が困難。(地域の担い手)
- 空き家や荒れた農地が目立ち、美観を損なう。
- 鳥獣被害。
- バスなどの交通の便が悪く、通院や福祉サービスの利用が不便。
- 生活をするうえで橋代がかかること。
- 専門医や緊急時の医療機関がない。
- 物価・ガソリンが高い。
- 若い人の娯楽がない。
- 市域が広く、他とのつながりがない。
- 限られた福祉サービス。幅広い対応が望めない。
- 介護、福祉、保健、医療のネットワークの充実。

第3章 計画の基本的な考え方

1 第1期計画の評価と第2期計画に向けて

(1) 各種調査結果からみえる課題のまとめ

市民アンケート調査からみえる結果まとめ

- 日ごろからの隣近所との付き合いが必要だと認識されているが、現状の近所付き合いは「あいさつをする程度」。
- 「地域」という言葉から思い浮かべる範囲は、「自治会の範囲」、「小学校区の範囲」。
- ボランティアへ参加している人は約2割。参加には「時間」と「情報」が必要。
- 福祉サービスの情報提供や総合的な相談窓口が必要。
- 住民が取り組むべきことは、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」こと。

福祉関係団体アンケート調査からみえる結果のまとめ

- 人材不足からくる活動範囲の限定。
- ボランティアグループ等民間の団体との交流や連携が必要。
- 行政に対しては「情報提供」を期待。
- 地域福祉活動の活性化には、日ごろからの住民の関係づくりや連携のための仕組みづくりが必要。

座談会からの意見まとめ

- 少子高齢化の進展、人口減少による地域の活力の低下。
- 近所付き合いの希薄化による地域の助け合い力の低下。
- 買い物、交通手段等日常生活の不安。
- 増加するひとり暮らしの高齢者世帯の安否確認、サポート体制。
- 防災・防犯に対する対処力の低下。
- 各種団体の連携が不十分。

キーワードは「情報提供」と「連携」

第1期計画は、地域福祉の理念の「種まき」の時期ととらえ、「つなげる人づくり」「地域福祉推進のしくみづくり」「支え合うまちづくり」の3つの基本目標のもとに、新たな支え合い（共助）の考え方についての啓発や情報提供に重点をおいて地域福祉の推進に取り組んできました。

今回実施した各種調査結果から継続して取り組むべき課題が見受けられました。その中から出るキーワードとしては、自助、互助、共助、公助による地域福祉の推進を実現するための「情報提供」、情報提供を行った上での「連携」があげられます。

(2) 第2期計画に求められること

施策のつながりを強化

各種調査や庁内ヒアリングの結果から、第1期計画策定時と同様の課題が多く、本市の地域福祉を推進するためには、第1期計画における基本理念や基本的な視点はそのまま新たな目標が必要となっています。

また、全国的な傾向と同様、少子高齢化・核家族化が進行する中、本市でも住民の多様化する生活課題の解決に向けて、それぞれの関係機関が連携を図る必要があります。そのためには、第1期計画で取り組んできた住民・地域・行政間での地域福祉に関する共通認識の醸成を図りつつ、施策や取り組みの連携を強化する仕組みがより求められます。

検証と評価のしくみ

計画の推進にあたっては、進捗状況の検証や評価を行い、更に改善へとつなげられるPDCAサイクルの仕組みを構築し、より実効性を高めることが重要です。

第1期計画では、初期段階における重点的な取り組みとして5つの事業を掲げていましたが、今後は事業の位置づけをより明確化することにより、評価へつなげられる仕組みづくりが必要です。

第2期計画に向けて

- ①基本目標の見直しにより、重点的な取り組みを細分化
- ②地域福祉活動計画をはじめ、関連計画との整合、連携
- ③事業を明確化し、PDCAサイクルの導入

■PDCAサイクルとは

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、継続的に改善する仕組みです。



2 計画の基本視点

「みつける」

地域の特徴や資源は多様性に富んでいます。また、今後の人口減少や少子高齢化の進行によって、地域の状況はますます複雑化していきます。地域に応じた形で福祉課題の解決を図っていくためには、まずは地域に住む人々がどのようなことに困っているのか、そして、どのような活動が地域で展開されているのかを知ることが重要です。

そのためには、「地域の身近な課題や支援を必要としている人を見つける」、「活用すべき地域資源や社会資源を見つける」といった視点が必要です。

「つなげる」

全国的な核家族化の進行やひとり暮らし高齢者世帯の増加は本市も例外でなく、そうした家庭は孤立しやすい傾向にあります。また、身近に相談できる人がいない、相談場所を知らないことで不安感を増している家庭もあります。

こうした状況の中、地域福祉を推進する上では、地域の身近なところで相談が受けられ、サービスの適切な利用と結び付けられる体制の整備や、多様なサービスそれぞれが十分な連携を図って総合的に展開されることが重要です。

そのためには、「必要なサービスを必要な人や家庭につなげる」「多様なサービス同士をつなげる」といった視点が必要です。

「支え合う」

「みつけて」「つながった」地域の輪が広がっていく中で、主体的な住民参加、世代間・地域間の見守りや交流が進み、住民・各種活動団体・行政が対等な立場で支え合いを推進していくことが必要とされています。

そのためには、「自助・互助・共助・公助によって地域を支え合う」といった視点が必要です。

3 基本理念

つながりと支え合いのある 安心して暮らすことのできるまち

この基本理念は、本市の住民同士のつながりを強化し、新たな支え合いの輪をつくることにより、年齢や障がいの有無、住まう地域に関係なく安心して暮らすことができるまちを、住民・地域・行政がともに築いていこうという思いを込めて第1期今治市地域福祉計画の中で決定したものです。

本計画でもこの基本理念を踏襲し、更なる地域の連携強化や誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて取り組みます。

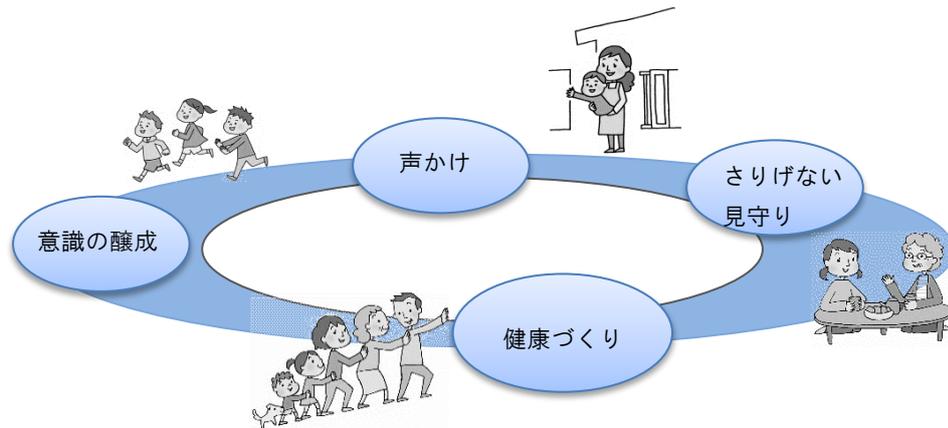


4 課題解決に向けた新たな基本目標

基本目標1 住民として、みんなで参加しよう

【住民の参加を促す】 ⇒地域福祉の意識醸成、地域活動参加へのきっかけづくり

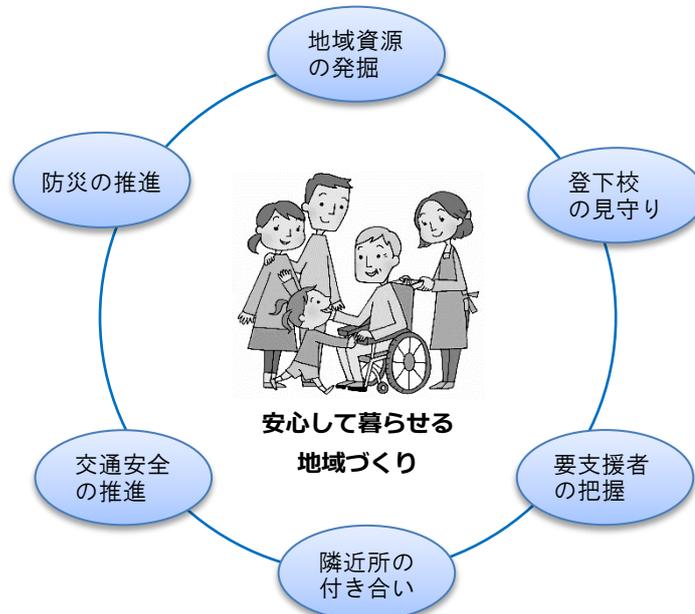
地方分権という時代の流れの中で、福祉活動をはじめとしたまちづくりへの住民参画は、必要不可欠なものとなっています。地域での活動を活発にするため、地域住民一人ひとりが、地域福祉への関心を高め、身近な地域でできることから参加しようという住民の意識づくりを推進します。



基本目標2 支え合える地域をつくろう

【地域づくり】 ⇒地域での関係希薄化の解消、共助のための地域力向上

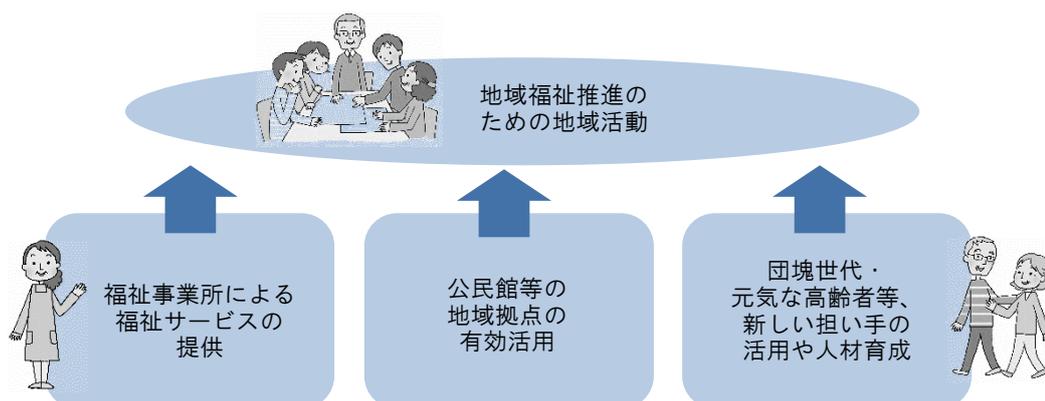
支え合える地域にしていくためには、近所付き合いをはじめとした地域の中での交流が活発であることや、住民同士がお互いに理解を深め、課題を見つけ、解決に向けた取り組みができる地域づくりが重要です。そのため、日ごろから地域で支え合いや見守りの体制づくりに取り組みます。



基本目標3 地域の環境を整えよう

【地域づくりを支える環境づくり】 ⇒人材不足解消、地域福祉のための場づくり

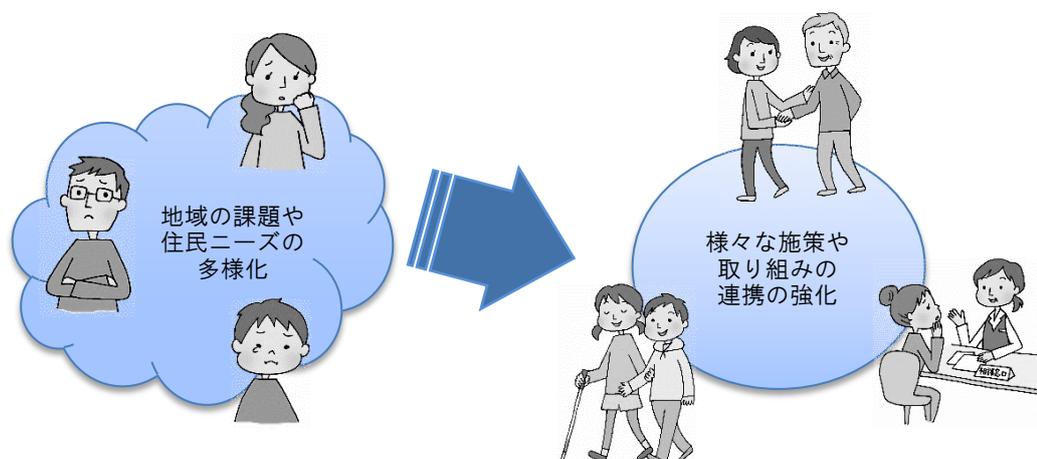
個人や団体で解決できないことも、住民・地域・行政が地域福祉推進の担い手としての共通認識を持ち、連携して対応することで、より充実した支援や解決に向かうことができます。そのためには、福祉活動の拠点づくりやアクティブシニア等の新たな人材を視野に入れた地域で中心となって活躍できる人材育成等、地域づくりを支える環境づくりを推進します。



基本目標4 安心して暮らせるまちにしよう

【暮らしを支える】 ⇒共助・公助の連携強化、総合的な支援体制

多様化した住民ニーズに対応すべく、福祉の制度やサービスは年々複雑化しています。また近年、生活保護や他の制度の受給対象とならない、制度の「狭間」にあたる人たちの増加が顕著になっています。誰もが安心して暮らせるまちにするために、権利擁護制度や相談支援事業等、暮らしを支援する制度の充実を図ります。

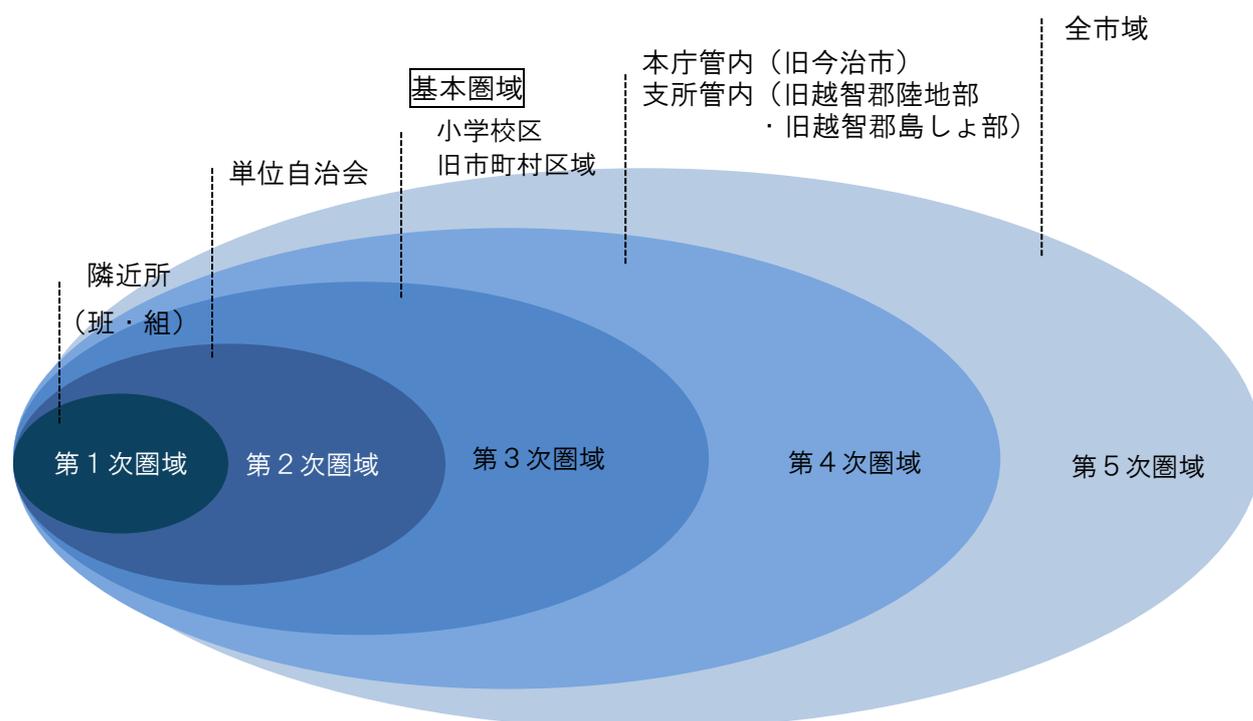


5 計画における圏域の設定

第1期今治市地域福祉計画では、旧今治市内は小学校区、旧越智郡内は合併前の旧市町村を基本圏域に設定し、基本圏域を中心とした重層的な圏域のもと様々な活動に取り組んできました。

本計画でも、第1期の圏域を引継ぎ、計画における圏域を以下のように設定します。

■重層的圏域イメージ



■想定される活動内容

第1次圏域	声かけ、日常的な見守り、災害時の安否確認等の相互扶助活動。(小地域福祉)
第2次圏域	
第3次圏域 (基本圏域)	住民参加で地域の生活課題の把握・共有・解決を行う。
第4次圏域	地域特有の生活課題を共有できる範囲。住民・社会福祉協議会・専門機関・行政での解決。
第5次圏域	行政等による今治市の保健福祉施策の大きな方向性が決定され、各圏域への支援、専門機関や事業者、自治会等各種活動団体の連携や調整が必要になる。

6 計画の体系図

基本視点

みつける

つなげる

支え合う

基本理念

つながりと支え合いのある安心して暮らすことのできるまち

基本目標

基本目標1
住民として、
みんなで参加しよう

施策の方向/重点的な取り組み

- (1) 地域活動参加のきっかけづくり
- (2) 福祉に対する意識の醸成
- (3) 健康づくり・介護予防の推進

【重点的な取り組み】

- 地域での声かけ運動
- 市政出前講座の充実

基本目標2
支え合える地域をつくろう

- (1) 安全・安心な地域づくり
- (2) 地域防災の体制づくり
- (3) 地域で支え合う仕組みづくり

【重点的な取り組み】

- 地域の見守り活動の充実
- 災害時に備えた要支援者の支援体制づくり

基本目標3
地域の環境を整えよう

- (1) 地域活動推進のための環境づくり
- (2) 地域福祉を担う人材育成

【重点的な取り組み】

- ボランティアリーダーの育成

基本目標4
安心して暮らせる
まちにしよう

- (1) 必要なサービスを受けられる仕組みづくり
- (2) 連携の仕組みづくり
- (3) 支援が必要な人への対策

【重点的な取り組み】

- 相談支援体制の充実

第4章 施策の展開

基本目標 1 住民として、みんなで参加しよう

(1) 地域活動参加のきっかけづくり

現状の把握と課題

- 市民アンケート結果から、地域の活動に参加していない理由として、「仕事や家事に忙しく、時間がない」(38.4%)が最も高くなっています。
- 20歳代・30歳代では、「参加する方法が分からない」の割合が他の年齢に比べると高く、情報の提供が重要となっています。
- 本市では、自治会の加入世帯、加入率ともに年々減少しています。
- 地区別座談会でも、「地域活動・行事に関わらない人が増えている」との意見は、各地区で出ており、地域活動の参加への促しが必要です。

施策の方向

- 住民一人ひとりが、地域活動へ関心を持ち、より多くの人々が地域の活動に参加するきっかけとなるような場の提供や促しを行います。
- また、地域に共通する課題を協調・連携して解決していくコミュニティづくりの中心的な担い手である自治会活動への参加を促進します。

市の主な取り組み

- 自治会活動への参加促進
地域の自治会活動の情報提供を行うなど、自治会活動への参加を促進します。

社会福祉協議会の主な取り組み（地域福祉活動計画）

- 住民座談会の開催 連携施策：活動方針 1
住民座談会を開催し、住民同士が、地域のことを語り合う場をつくります。
- 誰もが集える交流の場づくり 連携施策：活動方針 14
サロンを中心に身近な住民同士の「出会いの場づくり」や「仲間づくり」を進めます。

(2) 福祉に対する意識の醸成

現状の把握と課題

- 市民アンケート結果から、福祉に対する関心は7割以上で「関心がある」となっています。
- 福祉について理解を深めるために必要と思う機会について、「福祉の制度、サービス、理念や考え方について学ぶこと」(51.1%)が最も高く、周知のためのイベントや生涯学習等を通して、福祉に対する意識の醸成を図ることが有効です。

施策の方向

地域福祉や地域での支え合いを広く周知し理解を促すために、イベント等での福祉啓発や生涯学習の機会を利用し、地域福祉に対する住民の意識醸成を図ります。

市の主な取り組み

○生涯学習を通じた地域福祉への理解と関心を高める

法律や行政の問題から、健康や介護、文化・歴史等、市民にとって魅力のある学習機会の場を提供します。

○地域の行事・イベントでの啓発

出前健康ひろばやおでかけ児童館等を開催する中で、地域の行事への参加を通じて地域福祉に対する意識の醸成を図ります。

社会福祉協議会の主な取り組み（地域福祉活動計画）

○地域福祉への理解と関心を高める活動

連携施策：活動方針3

地域福祉の関心を高めるための研修、講座、学習会を開催します。

(3) 健康づくり・介護予防の推進

現状の把握と課題

- 本市では、高齢化の進行により、要介護認定者数も増加しています。
- 社会環境や生活習慣の変化等により、ストレスを抱える人や生活習慣病にかかる人が増えていることから、健康づくりに注目が集まっています。
- 福祉関係団体アンケート結果から、支援対象者や利用者（市民）が困っていたり不安に感じていると思うことでは、「健康のこと」（64.5%）が最も高くなっています。
- 健康づくりに関しては、日ごろからの取り組みが重要です。特に若い頃から健康に対する意識を持ち、早期に取り組むことで、生活習慣が影響する様々な病気を防ぐことができます。

施策の方向

まち全体の活力向上のためには、住民一人ひとりが心身ともに健康に生活していくことが大切です。今治市健康づくり計画『バリッと元気』の推進をはじめ、住民のニーズに応じた健康づくりへの支援の充実に努めます。

また、将来介護が必要とならず健康寿命の伸長を目指して、介護予防事業の推進等により住民の健康の維持増進に取り組みます。

市の主な取り組み

○健康づくりの推進

地域活動団体、保健・医療機関及び事業所等の関係団体が連携し、地域全体で、住民が主体的に健康づくりに取り組める環境を整備します。また、ライフステージに応じた健康教室を開催することで、生涯を通じた健康づくりを推進します。

○介護予防事業の推進

新しくはじまる介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みを視野に入れ、多様なニーズに応えることができるよう介護予防事業を推進します。

社会福祉協議会の主な取り組み（地域福祉活動計画）

○ふれあい・いきいきサロン活動支援

連携施策：活動方針 13

健康・生きがいづくりを推進するため、サロン活動を支援します。

【基本目標 1 における重点的な取り組み】

基本目標の推進にあたって、特に重点的に実施する取り組みについて以下のように定めます。

(1) 地域での声かけ運動

住民同士のつながりをつくり、助け合える関係づくりの一步として、あいさつ等身近な声かけが重要です。また、お互いに声をかけ合って地域活動に参加することで、活動の仲間づくりや活動範囲の広がりにつなげます。

役割分担	内 容
住 民	○あいさつ等身近なところから、地域の人と交流を深めましょう。 ○地域の人を誘い合って、一緒に活動する仲間を増やしましょう。 ○地域の伝統行事やイベントには、お互いに声をかけ合って積極的に参加しましょう。
地 域	○地域組織・団体内での活動や、地域行事、イベント等において、地域の人と交流できる機会をつくり、様々な人の参加を促しましょう。
社会福祉協議会	○住民座談会やサロン活動等、地域での声かけ・交流のきっかけとなる工夫を行います。 ○社協情報誌「こころ」、ホームページを活用し、地域交流活動の情報提供に努めます。
市	○地域での声かけ運動の周知を行います。



(2) 市政出前講座の充実

本市では、住民の方に市政への理解と関心を深めるための様々なテーマで市政出前講座を開催しています。地域福祉に関する講座の開催によって、地域福祉へ関心を持ち、地域活動への参加のきっかけとなるよう市政出前講座を充実させます。

役割分担	内 容
住 民	○市政出前講座に、団体メンバーとともに参加しましょう。
地 域	○市政出前講座を活用し、地域のより多くの人々が地域活動に参加できる場をつくりましょう。
社会福祉協議会	○住民座談会や各種研修会等の際に市政出前講座の利用を促します。
市	○市政出前講座について周知を行い、参加者を増やします。 ○講座の内容を定期的に見直し、住民が興味を持って参加できる講座を実施します。

「コラム」 ～市政出前講座～

市政の様々なテーマや具体的な施策について、担当職員が直接地域の皆さんのもとに出向いて説明し、意見交換を行っています。

地域の皆さんの市政に対する理解と関心を深め、協働のまちづくりを考えるきっかけにさせていただくことを目的にしています。



出前健康ひろばの様子

基本目標 2 支え合える地域をつくろう

(1) 安全・安心な地域づくり

現状の把握と課題

- 近年、子どもや高齢者が被害を受ける事件・事故が全国的に発生しています。住民の不安を取り除き、市と地域が協力して、安全・安心なまちづくりに取り組む必要があります。
- 市民アンケート結果から、日常生活や福祉・医療での困りごとや不安なことでは、「災害や防犯」(25.8%)が高くなっており、また、災害時に住民が支え合う地域づくりのために必要なものでは、「日ごろからの隣近所とのお付き合い」(66.3%)が最も高く、地域の関係づくりの重要性が認識されています。

施策の方向

安全な生活環境の整備に努めるとともに、関係機関と連携し、日ごろから地域でのコミュニケーションを図り、安全・安心を守れるよう、地域での防犯・見守り活動を促進します。

また、多発する消費者被害を未然に防ぐため、地域ぐるみで声をかけあい、見守りや啓発を強化します。

市の主な取り組み

○民生委員・児童委員活動の推進

民生委員・児童委員の活動を推進し、安全・安心の地域づくりに努めます。

○防犯・交通安全への取り組み

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、警察等の関係機関や地域団体と連携して防犯・見守り活動を推進します。

社会福祉協議会の主な取り組み（地域福祉活動計画）

○地域での見守り体制づくり

連携施策：活動方針 11

地域の見守り体制づくりを推進し、日常からの緊急時対応の体制づくりに努めます。

(2) 地域防災の体制づくり

現状の把握と課題

- 東日本大震災を契機に、地域のつながりが再認識され、災害に備えた対策の見直しが求められています。本市においても今後、南海トラフ大地震などの大規模災害に備え、地域の防災力を高めることが必要です。
- 「自分たちの地域は自分たちで守る」ために、日ごろから自主防災組織が中心となって、地域での防災活動に取り組むことが必要です。
- 市民アンケート結果から、災害時に住民が支え合う地域づくりのために必要だと思うものとして、「避難する際に手助けが必要な人の把握」(45.5%)となっており、地域の要支援者を把握するための仕組みづくりが必要です。
- 市民アンケート結果から、今後、市が優先して取り組むべき施策として「災害時における地域住民による支援体制の充実」(25.6%)が高くなっており、地域における防災体制の構築が求められています。

施策の方向

地域のつながりを含めた災害時の対策は重要視されており、災害に対する地域での準備と、いざという時に支援が必要な人の把握と支援の在り方の確立は急務となっています。そのため災害時・緊急時に住民同士が助け合い、支え合えるような仕組み・関係構築を行います。

市の主な取り組み

○自主防災組織の育成

自主防災組織の育成に努め、防災に対する意識醸成を行います。

○地区防災訓練支援

自治会等の単位で、地区防災訓練を実施し、災害に強いまちづくりを推進します。

○避難所の周知

避難所における防災訓練や研修会の開催等、避難所の周知を図ります。

○福祉避難所の指定

障がいのある人、高齢者、乳幼児連れの人等、災害時における特別な配慮が必要な人を受け入れるための福祉避難所の指定を促進します。

社会福祉協議会の主な取り組み（地域福祉活動計画）

○災害時のボランティアや支援者の養成

連携施策：活動方針7

災害ボランティアや支援者を養成するための研修会を開催します。

○災害ボランティアセンターの理解や啓発

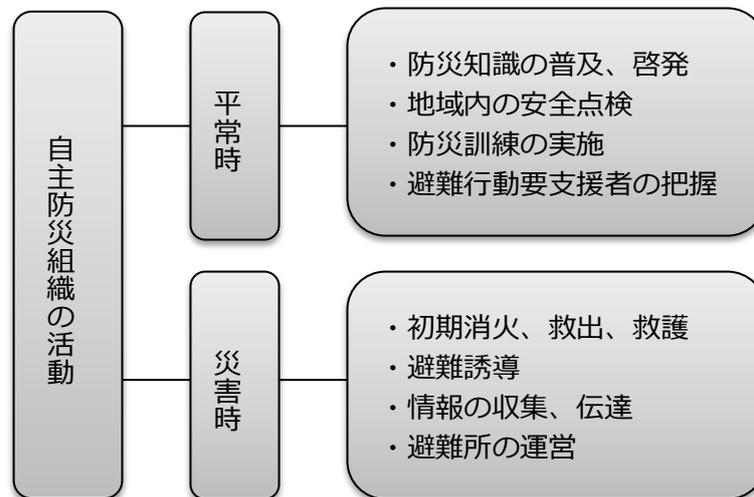
連携施策：活動方針9

災害ボランティアセンターを理解するための研修会を開催するとともに、ボランティア、地域の団体等の協力を得て、災害ボランティアセンターの運営訓練を実施します。

「コラム」 ～自主防災組織に参加しましょう～

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊等による生き埋めや建物等に閉じ込められた人のうち、約95%は自力または家族や近隣の人に救助されています。また、東日本大震災では、日ごろからの訓練等の活動により、自主防災組織が中心となって迅速な避難を行い、多くの住民が難を逃れた地区もあります。

災害当初において、地域住民の命や財産を守るのは、そこに住む地域の人たちです。災害による被害を最小限に食い止めるためにも、自主防災組織に参加し、地域の人たちと防災活動に取り組みましょう。



(3) 地域で支え合う仕組みづくり

現状の把握と課題

- 多様化する住民の福祉ニーズに対応するため、「共助・公助」の連携を強め、みんなでき支え合える地域をつくっていく必要があります。
- 本市は、平成 17 年に 12 市町村が合併し、地域の特性も様々です。地域の特性を把握し、多様な社会資源の有効な活用方法を検討する必要があります。
- 地区別座談会において、「高齢者の買い物や通院が困難」という意見が多くあり、地域の支え合いによる買い物支援や交通手段の確保が必要です。

施策の方向

地域での支え合いを強化していくためには、本市が有する多様な地域資源の有効な活用方法の検討やボランティア・NPO等の活動団体への支援が必要です。

また、公的なサービスだけでなく地域の中で高齢者や子育て世帯の困りごとを解決できるよう地域の機能強化を図ります。

市の主な取り組み

○地域資源の把握

多様な地域資源の有効な活用方法を検討します。

○コミュニティ活動の助成事業

地域住民が、良好な関係を築くためのコミュニティ活動に対し助成を行います。

○交通弱者の移動手段の確保

障がいのある人、高齢者及び乳幼児連れの人等が、移動しやすくするための移動手段を検討します。

○地域での子育て支援の充実

わくわく子育てサロン、地域子育てサポーター等、地域と子育て機関が連携して、地域において子育てしやすい環境づくりを目指します。

社会福祉協議会の主な取り組み（地域福祉活動計画）

○小地域*での福祉活動の計画づくり

連携施策：活動方針 2

地域の実情に応じ、既存の組織強化、新たな人材発掘等の福祉活動の計画づくりを行います。

○地域で支え合う活動づくり

連携施策：活動方針 12

見守り支援、買い物支援、移動支援等地域における日常生活を支えるサービスの周知や利用を促進します。

* 小地域…P.37「圏域の設定」における、第1次圏域、第2次圏域を指す

「コラム」 ～わくわく子育てサロン事業～

児童館や地域子育て支援拠点事業所等のない地域では、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通じて、子育ての悩みを解決したり、お互いに情報交換のできる身近な場として「わくわく子育てサロン」を開催しています。

地域の主任児童委員さんやシニア世代の方などの子育て経験者の方も参加し、地域の支え合いで子育てしやすい環境づくりに取り組んでいます。



わくわく子育てサロン事業の様子

【基本目標2における重点的な取り組み】

基本目標の推進にあたって、特に重点的に実施する取り組みについて以下のように定めます。

(1) 地域の見守り活動の充実

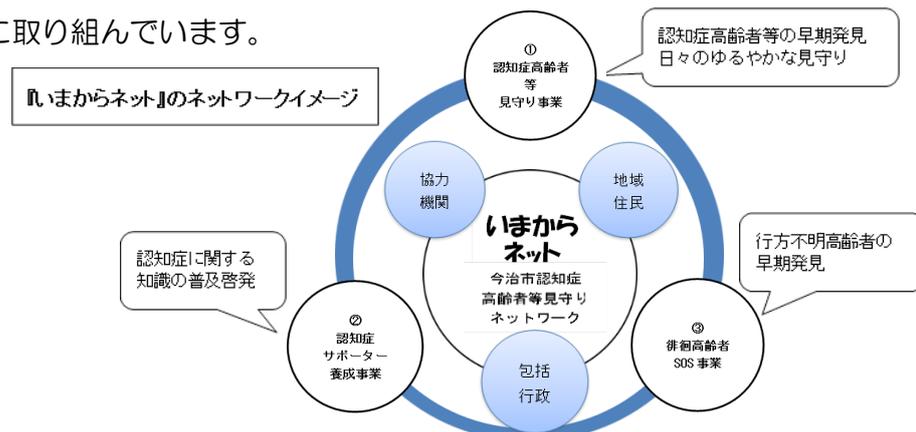
地域で誰もが安心して暮らせるためには、日常的な見守りを地域全体で行う必要があります。現在行っている市の様々な見守り活動を継続して行うとともに、地域の情報を共有できる体制づくりを進めます。

役割分担	内 容
住 民	○日ごろから、隣近所の人、地域の子ども、高齢者、障がいのある人等を見守るとともに、周囲と交流を図りましょう。
地 域	○地域の活動団体が話し合う場をつくり、地域で見守りが必要な人や、気になる人の情報を、プライバシーに配慮しながら共有し、地域での見守り体制づくりを進めましょう。
社会福祉協議会	○ボランティアやNPO、社会福祉施設、事業者等と連携を図り、地域で行う、子ども、高齢者、障がいのある人等への見守り活動を推進します。
市	○地域の見守り活動を活性化させるため、情報の共有や活用方法について、地域に周知します。 ○「今治市見守りネットワーク」、「いまからネット」等、地域の見守り活動を推進します。

《コラム》 ～地域の見守りネットワークについて～

今治市では、地域で事業を行う民間事業者と高齢者等の見守りに関する協定を結び、日常業務のなかで、地域の高齢者等に対して「さりげない見守り」を行う『今治市見守りネットワーク』の構築に取り組んでいます。

また、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力機関、地域の方々による日々のゆるやかな見守りと、行方不明高齢者等の早期発見・早期対応のための連携を図る、今治市認知症高齢者等見守りネットワーク事業『いまからネット』に取り組んでいます。



(2) 災害時に備えた要支援者の支援体制づくり

災害時、地域での助け合いの重要性が再認識されています。避難行動要支援者の把握をはじめ、災害時に適切な対応ができる基盤の整備を行います。

役割分担	内 容
住 民	○日ごろから自分でできる災害の備えをしておきましょう。 ○隣近所に住む高齢者や障がいのある人等、避難行動に支援が必要な人を把握しましょう。
地 域	○避難行動要支援者名簿等を活用した関係者間での情報共有等により、災害時の支援体制を整えておきましょう。
社会福祉協議会	○災害時のボランティアや支援者を養成し、災害ボランティアや支援者の関係づくりを進めます。 ○継続的に「支え合いマップ」の作成や見直しを行います。
市	○避難行動要支援者名簿を定期的に更新します。 ○災害時に避難行動要支援者へ支援が迅速かつ的確に行えるよう、避難支援関係者へ情報提供を行います。



基本目標 3 地域の環境を整えよう

(1) 地域活動推進のための環境づくり

現状の把握と課題

- 市民アンケート結果から、地域で集まったり話し合ったりする場所として、「地域の集会所・公民館」(55.1%)が最も高くなっている一方で、「地域の集まりに参加していないのでわからない」(31.1%)も高くなっています。
- 地域の方が気軽に集まったり、活動する拠点としての整備だけでなく、有効的な活用方法について検討する必要があります。
- 全ての住民が社会参加できるよう、誰もが利用しやすい公共空間の創出を目指して、道路や公共施設においてバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進する必要があります。

施策の方向

誰もが快適に過ごせる地域づくりのために、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進や、活動の拠点となる場所の整備・有効活用等により、高齢者や障がいのある人を含め、より多くの人々が地域で活躍できる環境の整備を進めます。

市の主な取り組み

○公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

障がいのある人、高齢者、乳幼児連れの人に配慮した公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。

○高齢者や障がいのある人が活躍できる地域づくり

退職後の高齢者の活動の場や障がいのある人の施設から地域への移行の拡充を目指します。

○地域拠点（公民館等）の有効活用

地域拠点（公民館等）を世代間交流の場等に有効活用できるよう検討します。

社会福祉協議会の主な取り組み（地域福祉活動計画）

○ふれあい・いきいきサロン活動支援（再掲）

連携施策：活動方針 13

健康・生きがいづくりを推進するため、サロン活動を支援します。

○地域で支え合う活動づくり（再掲）

連携施策：活動方針 12

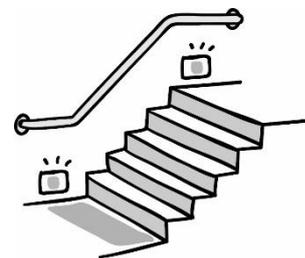
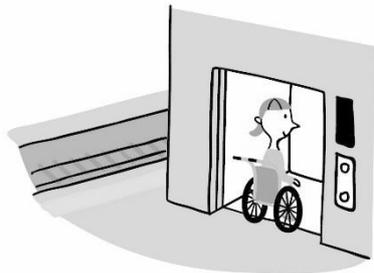
見守り支援、買い物支援、移動支援等地域における日常生活を支えるサービスの周知や利用を促進します。

《コラム》 ～ユニバーサルデザインについて～

ユニバーサルデザインは、高齢者や身体障がい者という特定の人に限定せず、また、あらゆる体格、年齢、障がいの度合いに関係なく、「できるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること」と定義されています。

■ユニバーサルデザインの7つの原則

1. 公平性（誰でも公平に利用できること）
2. 自由性（使う上で自由度が高いこと）
3. 単純性（使い方が簡単ですぐわかること）
4. わかりやすさ（必要な情報がすぐに理解できること）
5. 安全性（うっかりミスや危険につながらないデザインであること）
6. 省体力（無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること）
7. 使いやすさ（アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること）



(2) 地域福祉を担う人材育成

現状の把握と課題

- 福祉関係団体アンケート結果から、活動上の困りごとについて、「活動メンバーが高齢化してきている」(37.9%)、「活動メンバーが不足している」(33.2%)、「リーダーが育たない」(23.4%)が高くなっており、地域福祉を担う人材の育成・確保が重要です。
- 福祉関係団体アンケート結果から、今後、地域福祉活動を活性化させるために必要な取り組みについて、「学校教育や社会教育での福祉教育の充実」(40.7%)が高くなっており、福祉教育の充実が求められています。
- 近年では、アクティブシニアのような団塊の世代を中心にした、元気なシニア世代の活躍が注目されており、新たな地域福祉の担い手としても期待されています。

施策の方向

地域の担い手の確保のために、福祉に関する啓発活動、学校教育の場だけでなく、あらゆる世代を対象とした学習機会の提供や福祉教育の推進に努めます。

また、元気な高齢者の活躍の場として地域活動への参加促進といった地域の潜在的な人材の活用も視野に含めた人材育成の推進を行います。

市の主な取り組み

○福祉教育の推進

地域の福祉施設や学校、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、福祉体験学習の充実を図るとともに、あらゆる世代を対象とした広報・啓発活動を行うことにより、福祉教育を推進します。

○ボランティア・福祉人材の育成

地域における専門的な支援を行うことができるよう、ボランティアや福祉人材の育成に努めます。

○アクティブシニア等の新しい力の発掘

積極的に活躍する高齢者人材の発掘に努め、高齢者の豊富な経験を活用することで、生きがいを持って生活できる環境づくりに努めます。

社会福祉協議会の主な取り組み（地域福祉活動計画）

○福祉教育の充実

連携施策：活動方針 17、18、19

地域の中にある多様な課題に対して関係機関と連携を図りながら福祉教育を推進します。

○地域福祉の担い手養成のための講座・研修の実施

連携施策：活動方針 4

地域福祉の担い手の養成講座・研修を開催します。

《コラム》 ～福祉体験学習～

福祉の体験学習やボランティアを経験することで、小中高生の頃から福祉の仕事への理解と関心を深めるとともに、人との出会いや触れ合いを通じて思いやりの心を育みます。

学校教育においては、「総合的な学習の時間」の中で、福祉について学ぶ機会が設けられています。



盲導犬を通じた福祉体験の様子

【基本目標3における重点的な取り組み】

基本目標の推進にあたって、特に重点的に実施する取り組みについて以下のように定めます。

(1) ボランティアリーダーの育成

地域活動の推進に向けて、活動を牽引するリーダーの存在が必要です。地域活動の自立のため、地域課題を発見し、地域での議論・活動を主導するリーダー、団体の人材を育成します。

役割分担	内 容
住 民	○地域福祉に関する研修等に参加し、知識や技術を高めましょう。 ○活動に参加し、リーダー等の役割を務めてみましょう。
地 域	○地域活動の中で、リーダー等を育成する環境をつくりましょう。
社会福祉協議会	○地域福祉推進のためのリーダー等の育成にあたって、研修等を開催します。
市	○地域福祉推進のための活動者へ情報提供や活動支援を行います。 ○社会福祉協議会と連携し、ボランティアの需要と供給の循環システムづくりを目指します。 ○各種リーダー養成講座を開催し、地域活動を牽引する人材の育成を図ります。

「コラム」 ～地域活動リーダーの育成～

近い将来に発生が懸念されている南海トラフ地震等の大規模災害に備えて、平成27年11月に今治市総合福祉センターで避難所の開設・運営を行うリーダーとなる人材を育成するための研修会が開催されました。

このように、市では、関係機関・団体と連携を図りながら、地域活動を牽引する人材の育成に取り組んでいます。



避難所リーダー育成研修会の様子

基本目標4 安心して暮らせるまちにしよう

(1) 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

現状の把握と課題

○市民アンケート結果から、適切な福祉サービスの利用のために優先させるべきことでは、「福祉サービスに関する情報提供」(32.3%)が最も高く、適切な福祉サービスの提供には、十分な情報発信・提供が重要です。

○また、民生委員・児童委員制度についての知名度は、10歳代～40歳代においては「知らない」が半数を超えており、地区を担当する民生委員・児童委員を知っているかどうかでも、「知らない」と答えた割合が高くなっています。

施策の方向

近年の福祉サービスは、高齢化等により利用者の増加が見込まれます。また、様々な分野において法律や制度改正が頻出しており、その内容も複雑化しています。住民の誰もが適切に、地域や福祉に関する情報を得られ、必要なサービスを受けられるよう総合相談支援体制をはじめ、サービスの利用向上のための仕組みづくりを行います。

また民生委員・児童委員の活動への支援によって、地域の中で支援を必要としている人の早期発見・早期対応を図ります。

市の主な取り組み

○情報発信・情報提供の充実

住民が必要な情報を得ることができるよう、様々な媒体を活用し、誰もが必要な情報を手に入れられる環境づくりに努めます。

○福祉サービスの適切な提供

各種福祉サービスの質の向上を図るため、ボランティア団体やNPO等の関係団体の支援を行い、これからのサービスや支援のあり方についての検討に努めます。

○民生委員・児童委員の活動への支援

民生委員・児童委員が適切な相談窓口や相談機関を紹介できるよう、情報提供や協議の場をつくり、活動を支援します。

社会福祉協議会の主な取り組み（地域福祉活動計画）

○相談支援体制の強化

連携施策：活動方針 20

支援の必要な方へ適切な支援が届くよう、住民、社会福祉協議会、相談機関、介護事業所が連携し、ニーズ把握や相談支援体制を整えます。

○福祉情報の提供と広報の充実

連携施策：活動方針 22、23

様々な福祉情報や社会福祉協議会で行われている事業の内容等を住民に届けられるように広報・啓発の方法を検討します。

◀コラム▶ ～民生委員・児童委員をご存知ですか～

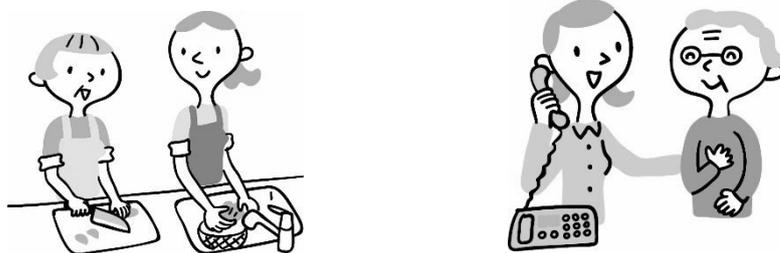
近年、地域コミュニティの希薄化や孤立死問題、生活困窮者の自立支援など、地域の福祉ニーズは、複雑かつ多様化しています。

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、高齢者の見守りや相談、行政や専門機関への橋渡し等、福祉に関する幅広い活動を行っています。

また、災害時における要支援者の安否確認等、避難支援の取り組みも重要な役割となっています。

このように、民生委員・児童委員は、地域住民が安全・安心に暮らすことができるよう、日々活動されています。

主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から選任され、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当しています。担当地区の民生委員・児童委員と協力して、地域の子どもが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。



(2) 連携の仕組みづくり

現状の把握と課題

- 多様化する地域の福祉課題については、単独だけでは解決できないものもあり、関係各課・関係団体の連携した対応や、地域包括ケアシステムのように多様な主体が連携を取る仕組みづくりが求められています。
- 福祉関係団体アンケート結果から、今後交流や協力したいと思う他の団体では、「ボランティアグループ・団体」(20.6%)が最も高くなっています。
- 地区別座談会において、「各種活動団体の連携ができていない」との意見があり、各関係団体間で連携や協働のできる体制づくりが求められています。

施策の方向

各種団体がそれぞれの目的を持ちながら地域で活動する中で、「地域福祉の推進」という同一の目的を達成するためには、個々で活動している組織・団体が連携・協働することが効果的です。

各種団体の活動活性化を支援するとともに、組織・団体間の連携や連絡体制を構築し、地域の課題や情報を共有化することで、地域活動の基盤強化を図ります。

市の主な取り組み

○住民座談会の開催

住民座談会を開催し、地域の住民や活動団体、専門機関等の交流や意見交換の場をつくります。

○地域包括ケアシステムの構築

できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療や介護等のサービスを活用し、日常生活における多様なニーズに応えられる仕組みをつくるための体制を整えます。

○地域ケア会議の開催

地域包括支援センターが中心となって、在宅介護支援センター、民生委員・児童委員等の関係機関が参加する地域ケア会議の開催を推進します。

社会福祉協議会の主な取り組み（地域福祉活動計画）

○地域福祉の担い手のネットワークづくり

連携施策：活動方針5、6

地域の福祉課題の解決に向けて、地域福祉の担い手同士の連携やネットワークを活かした協働実践を推進します。

○福祉情報の提供と広報の充実（再掲）

連携施策：活動方針22、23

様々な福祉情報や社会福祉協議会で行われている事業の内容等を住民に届けられるように広報・啓発の方法を検討します。

「コラム」 ～地域ケア会議～

地域ケア会議とは、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくための地域包括ケアシステムを実現するため、地域の課題や社会資源を的確に把握し、地域の実情に沿って地域課題を解決していく手段を導き出すための会議です。

市は、地域ケア会議を通じて、地域の各種団体や事業所等のネットワーク構築・連携による、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える地域づくりに取り組んでいます。



地域ケア会議の様子（玉川地区）

(3) 支援が必要な人への対策

現状の把握と課題

- 近年、全国的に子どもや高齢者、障がいのある人への虐待や、孤立などの問題は社会問題となっており、地域とのつながりがないまま、適切なサービスにつなげることができない事例が多くなっています。
- 高齢化等により福祉サービスを利用する人の増加が見込まれますが、制度の複雑化により契約行為が困難になる人の増加等の課題も見られます。必要とする人が福祉サービスを適切に利用できるよう、権利擁護の推進が重要です。
- 貧困層の存在や非正規雇用の増加など、生活困窮にいたるリスクの高い層が増加しています。しかし、生活保護や他の制度の受給対象とならないケースもあり、制度の狭間にあたる人達への対策が必要となっています。

施策の方向

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らすことができるよう、権利擁護事業や虐待防止の取り組みを推進します。

また、生活困窮者に関しては、それぞれ異なる複合的な課題を抱えているケースが多く、ハローワーク等の関係機関との連携のもと、適切に状況を把握し、自立に向けた包括的な支援を行います。

市の主な取り組み

○権利擁護活動の推進

誰もが安心して地域で生活するために、成年後見制度等の権利擁護事業を利用することができるよう、権利擁護活動を促進します。

○虐待の防止

高齢者、障がいのある人及び児童等への虐待を防止するため、関係機関と連携を図り、適切な保護及び支援に努めます。

○生活困窮者の把握

支援を必要とする人が円滑に支援を受けられるよう、関係機関が連携し、情報共有等により生活困窮者の早期把握に努めます。

○生活困窮者への就労支援

生活保護に至る前の生活困窮者に対し、ハローワーク等との連携による雇用の場の確保や就労機会へつなげ、生きがいや希望を持って地域で暮らせるように支援します。

○ひとり暮らし高齢者への支援

栄養バランスの取れた食事の宅配と安否確認、福祉電話貸与による安否確認、緊急通報用の装置貸与等、状況に応じて、ひとり暮らし高齢者を支援します。

社会福祉協議会の主な取り組み（地域福祉活動計画）

○支援を必要とする人の理解促進

連携施策：活動方針 15

生活不安や認知症の問題等、幅広い福祉課題に対して、住民の理解を促進するための学習会や講座等を実施します。

○支援を必要とする人と社会をつなげる活動

連携施策：活動方針 16

支援を必要とする人と支援団体の橋渡しとなるように関係機関との連携を図り、社会とのつながりを再構築するとともに身近な地域での拠点づくりを検討します。

《コラム》 ～生活困窮者自立支援に関する相談窓口～

市では、生活困窮状態にある方の自立を支援するため、相談支援窓口「くらしの相談支援室」を設置しています。

相談者が抱える様々な問題を、専門の相談支援員がていねいに聞き取り、本人の意向を尊重しながら自立に向けた支援計画（プラン）を作成するなど、生活の立て直しを支援しています。



くらしの相談支援室

【基本目標4における重点的な取り組み】

基本目標の推進にあたって、特に重点的に実施する取り組みについて以下のように定めます。

(1) 相談支援体制の充実

市民アンケート結果から、市が優先して取り組むべき施策として「総合的な相談窓口の充実」が最も高くなっています。身近な場所で、住民の困りごとに円滑に対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

役割分担	内 容
住 民	○自分が困っていることがあったり、地域の中で困っている人がいれば、身近な人や地域の相談窓口知らせましょう。 ○市の広報やホームページを確認し、普段から相談窓口の把握に努めましょう。
地 域	○地域の中で困っている人がいたら、ケースに応じて、公的な相談窓口や専門機関に伝えましょう。
社会福祉協議会	○社会福祉協議会で実施する相談支援にあたる職員の相談・支援技術の向上を図ります。
市	○「ふくし総合相談窓口」で総合的な相談対応を行い、庁内関係各課及び関係機関等との連携を図る中で必要な支援につなげていきます。 ○地域の身近な相談先である民生委員・児童委員が適切な相談窓口や相談機関を紹介できるよう、情報提供や意見交換の場をつくり、活動を支援します。 ○障がいのある人やその家族の地域での生活を支援する相談支援事業を推進します。 ○研修等を通して、相談にあたる職員の相談・支援技術の向上を図ります。



第5章 計画の推進

1 計画の推進と評価

本計画が掲げた「基本理念」や「基本目標」を達成するために、地域の様々な関係者（住民、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、事業者、行政等）が、地域福祉の担い手となり、それぞれに期待される役割を果たすことで、連携・協働して計画を推進します。

また、計画の推進にあたっては、PDCAサイクルによる進行管理を実施するとともに、「今治市地域福祉計画審議会」にて進捗状況の検証や評価を行い、改善や見直しを行います。

(1) 庁内関係部局との連携

地域福祉の課題は、福祉分野をはじめ、防災、交通、教育等、様々な分野にわたり、総合的・横断的な取り組みが求められることから、庁内関係各課が情報の共有化と連携を図り、施策を推進します。

(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な存在であり、校区社協活動等の地域福祉活動や住民活動啓発のためのボランティア活動等、地域に密着した多様な福祉事業を展開しています。社会福祉協議会が、地域住民や民間団体による実践的な活動・行動目標を定めた「地域福祉活動計画」とは、お互いの役割を認識し、連携を強化することで地域福祉を推進します。

2 計画の普及と啓発

地域福祉は、地域住民の参画を得ながら推進していくものであり、一人でも多くの住民に理解、協力を求めていく必要があります。住民一人ひとりが地域における支え合いの重要性、地域福祉に対する理解を深め、本計画に掲げる取り組みを実践、継続していけるよう、広報、ホームページ等への掲載を行い、広く住民に周知します。

また、「住民座談会」や「出前講座」等の機会を活用して、本計画の普及啓発を行うとともに、サービス事業者に対しても、理解と協力を求めます。

資料編

1 計画の策定経過

年 月 日	実 施 内 容
平成 26 年 12 月 12 日～ 12 月 26 日	・ 市民アンケート、福祉関係団体アンケートの実施
平成 27 年 7 月～8 月	・ 住民座談会の開催（6 地区）
7 月 30 日	・ 第 1 回地域福祉計画審議会 （計画概要、アンケート調査結果報告、策定スケジュール）
10 月 7 日	・ 第 1 回策定委員会・作業部会 （計画骨子案の検討）
10 月 29 日	・ 第 2 回地域福祉計画審議会 （住民座談会の結果報告、計画骨子案について）
11 月 25 日	・ 第 2 回策定委員会・作業部会 （計画素案の検討）
12 月 10 日	・ 第 3 回地域福祉計画審議会 （計画素案について）
平成 28 年 1 月 8 日～ 1 月 22 日	・ パブリックコメントの実施
2 月 2 日	・ 第 3 回策定委員会・作業部会 （パブリックコメントの結果、計画案の検討）
2 月 19 日	・ 第 4 回地域福祉計画審議会 （パブリックコメントの結果、計画答申案について）
2 月 19 日	・ 市長への答申

2 今治市地域福祉計画審議会 委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	役職	備考
学識経験者	恒吉 和徳	聖カタリナ大学 人間健康福祉学部教授	会長
	上村 友希	今治明德短期大学 ライフデザイン学科講師	
医療、保健、福祉関係者	片上 修二郎	社会福祉法人 今治市社会福祉協議会 会長	副会長
	加藤 孝子	今治市民生児童委員協議会 副会長	
	木本 眞	今治市医師会 会長	
	富田 直明	愛媛県東予地方局 今治保健所 所長	
	柳原 能夫	今治市障害者団体連合会 副会長	
	新居田 利忠	今治市老人クラブ連合会 会長	
	川本 登倭子	今治市連合婦人会 会長	
	賀来 英芳	今治市老人福祉施設連絡協議会 会長	
	加藤 朋子	今治市地域包括支援センター美須賀・立花 センター長	
	菅 千代美	社会福祉法人 志々満保育園 理事長	
	公共的団体の代表者	結田 静夫	今治市連合自治会 社会福祉部会 部会長
大澤 博		今治市小中学校長会 副会長	
近藤 健太郎		今治市市民活動推進委員会 会長	
関係行政機関の役職	橋本 勝哉	今治市公共職業安定所 所長	

3 用語解説

あ行

アクティブシニア

団塊世代を中心に、自分なりの価値観を持つ元気な世代であり、年齢に関係なく仕事や趣味に意欲的で、社会に対してもアクティブに行動するシニアのことをいいます。

NPO（えぬ・ぴー・おー）

Non Profit Organization の頭文字の略で、直訳すると「非営利組織」「非営利団体」となり、一般的には、営利を目的とせず、社会のさまざまな課題に対する社会的使命の実現を目指し、不特定多数のものごの利益の増進のために活動する組織、団体をいい、組織化されたボランティア団体や市民活動団体を NPO といい、その中で法人格を取得したものが NPO 法人です。

「非営利」というと、対価を取らず無償で活動を行うといったイメージがありますが、「利益」を分配しないということです。

か行

協働（きょうどう）

2以上の団体が共通の問題意識を持つ領域においてそれぞれが個別に活動するよりも高い効果を上げるために、相互の役割と責任を認識し、対等な立場のもとに連携又は協働し合う関係のことをいいます。

権利擁護（けんりようご）

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の権利を守り、援助者が本人に代ってその権利の表明を行うことをいいます。具体的な制度として、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等があります。

さ行

在宅介護支援センター（ざいたくかいごしえんせんたー）

在宅でひとり暮らしの高齢者の方や、高齢者と同居している家族の日常生活の総合的な相談を受けたり、必要な保健・福祉サービスが総合的に受けられるように、市役所や関係機関との連絡調整を行う機関です。

サロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へ広がる可能性をもった活動です。

社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され（第 109 条・110 条）、それぞれの都道府県・市区町村において、住民と福祉事業関係者に幅広くかかわる民間組織として、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティア支援等を実施しています。

この意味で、社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的役割を担う存在です。

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成 12 年度に開始された制度のことです。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行います。

た行

地域包括支援センター（ちいきほうかつしえんせんたー）

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるように、高齢者やその家族を医療、保健、介護及び福祉など様々な面で総合的に支援する機関です。

は行

バリアフリー

バリア（障壁）をフリー（解消）にすることで、高齢者・障がい者等の人々が生活しやすい環境に整備しようという考え方のことをいいます。バリアには、段差等の具体的な障壁だけでなく、制度や差別意識など幅広い概念が含まれています。

避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

高齢者や障がい者等のうち、災害が発生、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいいます。

福祉教育（ふくしきょういく）

専門職養成のための福祉教育と、一般市民を対象とする福祉教育に分けられます。一般市民向けの福祉教育は、学校教育や生涯教育の分野で、福祉の理解や参加を目的として、時にボランティア活動も取り入れながら行われています。

福祉避難所（ふくしひなんじょ）

既存の福祉施設等を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者等、一般の避難所（学校の体育館等）では生活に支障を来す要配慮者に対してケアが行われるほか、ポータブルトイレ、手すりや仮設スロープ等のバリアフリー化が図られた避難所のことをいいます。

や行

要介護認定者（ようかいごにんていしゃ）

寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態にある人のことです。保険者である市区町村が、全国一律の客観的基準で要介護認定を行い、認定を受けた者は介護保険制度による介護サービスを受けることができます。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルは「全てにわたり一般的な」という意味を持ちます。ユニバーサルデザインは、全ての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれています。



第2期今治市地域福祉計画

(平成28年度～平成32年度)

発行年月：平成28年3月

発行編集：今治市健康福祉部福祉政策課
〒794-8511

今治市別宮町一丁目4番地1

電話 0898-36-1525

FAX 0898-25-3757